

すおうおおしま 男女共同参画プラン

～ 周防大島町男女共同参画基本計画 ～



令和3年3月

周防大島町



はじめに

本町では、平成18年3月に「すおうおおしま男女共同参画プラン（周防大島町男女共同参画基本計画）」を策定し、住民一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく輝く社会を目指し、家庭や地域、職場、学校などの場における男女共同参画に関する施策の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化、核家族化が進む中、グローバル化や情報化などにより私たちを取り巻く環境は大きく変化する一方、依然として家庭、地域、職場などにおいて、性別による固定的な役割分担意識や、その意識に基づく社会的慣習が根強く残っています。

令和2年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画では「すべての女性が輝く令和の社会へ」が掲げられ、4つの目指すべき社会の一つとして「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」が明記されています。

今後は、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げること、また、多様性が尊重され、お互いを認め合い、すべての人が自分らしく生きることができる環境づくりが重要であると考えます。

この度、このような国の動向や社会情勢の変化、住民意識調査などを踏まえ、令和3年度からの「すおうおおしま男女共同参画プラン（周防大島町男女共同参画基本計画）」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけでは決して成しえるものではありません。町民の皆様、関係団体、事業者など様々な方々と力を合わせ「ともに輝き、みんなが活躍するまち」を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「周防大島町男女共同参画審議会」の皆様や、住民意識調査にご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

周防大島町長 藤 本 淨 孝

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
4 平成28年度以降の国・県の主な動向	5

第2章 周防大島町の現状

1 人口の減少	11
2 少子高齢化の進展	13
3 家族形態の多様化	14
4 女性の労働力の状況	17
5 本町の男女共同参画を推進するためのこれまでの取組	18

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	23
2 基本目標	24
3 計画の体系	26

第4章 計画の取組

基本目標 1 あらゆる分野における男女の活躍の推進	29
重点項目 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	29
重点項目 2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現の推進	33
重点項目 3 家庭生活における男女共同参画の推進	37
重点項目 4 地域における男女共同参画の推進	40

基本目標 2 安心・安全な生活環境の実現	43
重点項目 5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	43
重点項目 6 男女共同参画の視点に立った困難な状況にある人への支援	47
重点項目 7 生涯を通じた男女の健康支援	50
重点項目 8 防災における男女共同参画の推進	52
基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりの推進	54
重点項目 9 男女共同参画の理解を深める教育・啓発の推進	54

第5章 計画の推進

1 計画の推進	61
2 推進体制	61
3 計画の進行管理及び評価	61

参考資料

1 周防大島町男女共同参画審議会設置要綱	65
2 男女共同参画社会基本法	67
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	72
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	83
5 用語解説	92

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成18年3月に「すおうおおしま男女共同参画プラン（周防大島町男女共同参画基本計画）」を策定し、その後、2度の見直しを行い、男女共同参画社会の実現、女性活躍の推進に向けた施策に取り組んできました。

わが国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法*（平成11年法律第78号）」（以下基本法という）が施行され、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に関する取組が総合的かつ計画的に推進されてきました。

しかし、わが国の令和元年の出生数は、統計を取り始めて以来初めて90万人を下回り、人口減少、少子高齢化が急速に進行しています。

また、地方から大都市への若年者、特に女性の流出により、本町も含めて地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面する状況となっています。

一方で、わが国は長寿社会を迎え、男女ともに若いうちから人生100年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護等に主体的に関わることで、生涯にわたって自立した生活を維持するために重要となっています。

さらに、国連において、平成27年9月に持続可能な開発目標（SDGs*）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指して国際社会が一致して取組を進めており、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー*平等とすべての女性と女児のエンパワーメント*を達成することを目指す」ことが謳われています。

このような社会的な情勢を背景とし、本町においても持続可能な地域の実現と課題の解決において、男女が共に様々な分野で活躍することが必要です。

この度、これまでの計画の進捗状況と令和元年度に実施した「男女共同参画に関する住民意識調査」の結果を踏まえ、「すおうおおしま男女共同参画プラン（周防大島町男女共同参画基本計画）」を見直しました。

* 印のある用語は、資料に用語解説を掲載しています。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法*の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に位置付けます。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*（平成13年法律第31号）（以下DV*防止法という）の第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（平成27年法律第64号）の第6条の第2項に基づく「市町村推進計画」に位置付けます。

(2) 関連計画との整合性

- 上位計画である「第2次周防大島町総合計画」と整合性を図り策定しました。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」、「第5次山口県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等への対応のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 平成28年度以降の国・県の主な動向

(1) 国の動向

《女性の活躍に関する動き》

- 「女性活躍推進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公開の義務が常時雇用する労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大されました。(令和4年4月施行)
また、常時雇用する労働者301人以上の企業は、これまでの公表項目に加え「職業生活に関する機会の提供に関する実績」または「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」のいずれかの公表が必要とされました。(令和2年6月施行)
- 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31年4月から施行されました。(中小企業の「時間外労働の上限設定」は、令和2年4月施行)
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2年4月から施行されました。(中小企業は、令和3年4月施行)
- 「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント*防止措置について事業主へ義務付けられました。(平成29年1月施行) また、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント*対策が強化されました。(令和2年6月一部施行)
- 「労働施策総合推進法」の改正(令和2年6月施行)によって、事業主に対するパワーハラスメント*防止措置義務が新設されたほか、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等の改正によって、セクシュアルハラスメント*等防止対策に関する事業主や労働者の責務が明確化されました。

《配偶者からの暴力の防止に関する動き》

- DV* 被害者及びその同伴する家族の保護を行うにあたり、その適切な保護が行われるよう、配偶者暴力防止法* が改正され、令和2年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。
- 令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、教育・啓発の強化などに取り組むことが、令和2年6月に決定されました。

《子育て支援に関する動き》

- 平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、子育て支援や社会保障の基盤強化により経済を強くすることが掲げられ、「希望出生率1.8」に向けた取組が推進されてきました。

《男女共同参画基本計画に関する動き》

- 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に施行され、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。
- 平成27年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画（SDGs*）における17ある目標の1つとして「ジェンダー* 平等の実現」が掲げられました。平成28年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs* 推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために取り組まれています。
- 令和2年12月に男女共同参画社会基本法* に基づく「第4次男女共同参画基本計画」が改定され、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」の基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、持続可能な開発目標（SDGs*）の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。
- ② 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法*第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション*）も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。
- ③ 男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。
- ④ 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
- ⑤ AI*、IoT*等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。
- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- ⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。
- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

(2) 山口県の動向

- 新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民の皆様と共有し、共に取り組んでいくための指針として、平成30年10月に「やまぐち維新プラン」が策定され、プランの重点施策に「M字カーブ*の解消に向けた女性就業支援の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」が掲げられています。
- 地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、本県の実情に応じた実践的な計画として令和2年3月に「第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」が掲げられています。
- 子育て支援・少子化対策を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「第2期山口県子ども・子育て支援事業計画（やまぐち子ども・子育て応援プラン）」が策定されました。
- 社会情勢の変化や国の動向、これまでの取組状況の検証等を踏まえ、令和3年3月に「第5次山口県男女共同参画基本計画」、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が策定される予定です。
- 男女間における暴力の根絶に向け、配偶者等からの暴力対策に加え、性暴力被害者支援について、平成29年1月に「やまぐち性暴力被害者支援システムあさがお」が開設され、関係機関と連携して24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）が行われています。



第2章 周防大島町の現状

第2章 周防大島町の現状

1 人口の減少

我が国の人口は、人口動態統計によると平成17年に初めて自然減に転じ、本格的な人口減少社会を迎えています。

本町の国勢調査人口は、減少傾向にあり、平成22年と平成27年を比較すると9.9%減少しています。

全国、本町ともに、今後もさらなる人口減少が見込まれ、少子高齢化、生産年齢人口の減少は、労働力の低下、社会保障制度の維持、インフラ*の維持・管理、財政の持続等、社会情勢への影響が懸念されています。

[人口(周防大島町)]

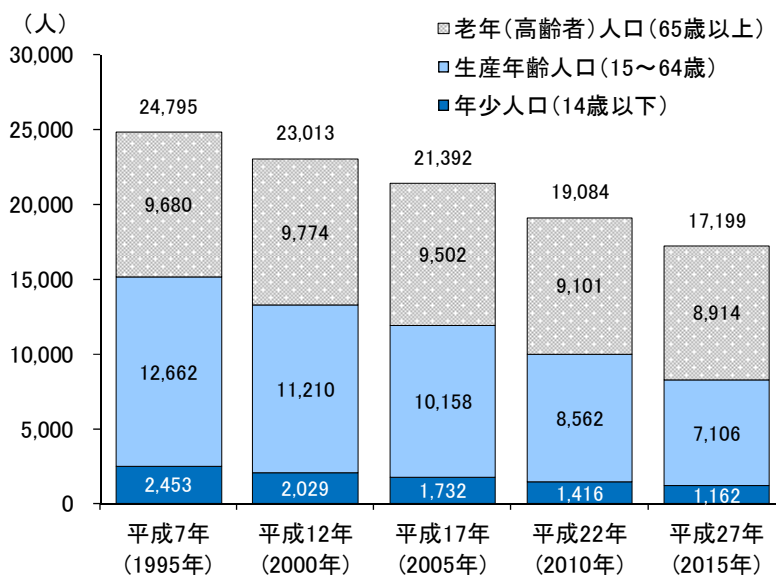
(単位:人)

		平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口		24,795	23,013	21,392	19,084	17,199
増減率※1		-	-7.2%	-7.0%	-10.8%	-9.9%
再掲	年少人口	2,453	2,029	1,732	1,416	1,162
	生産年齢人口	12,662	11,210	10,158	8,562	7,106
	老年(高齢者)人口	9,680	9,774	9,502	9,101	8,914

資料:国勢調査(総人口は年齢不詳を含む)

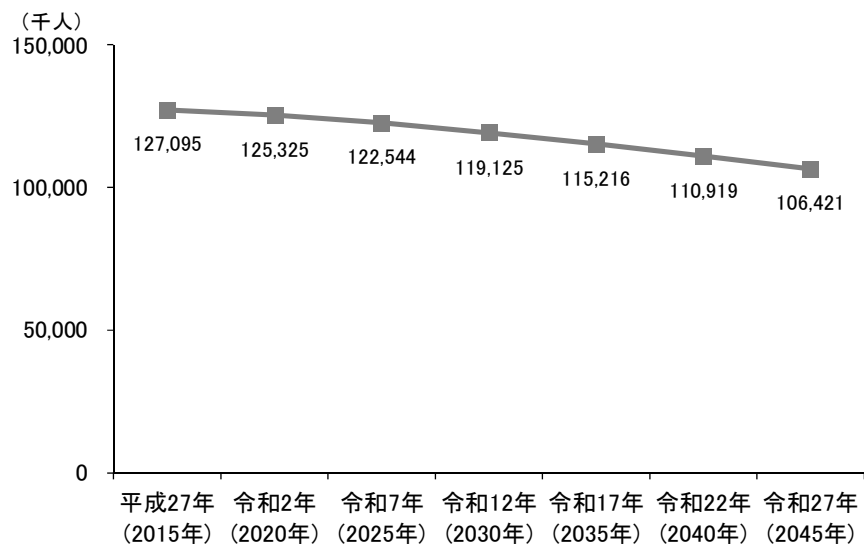
※1 対前調査時点からの増減率

[人口(周防大島町)]



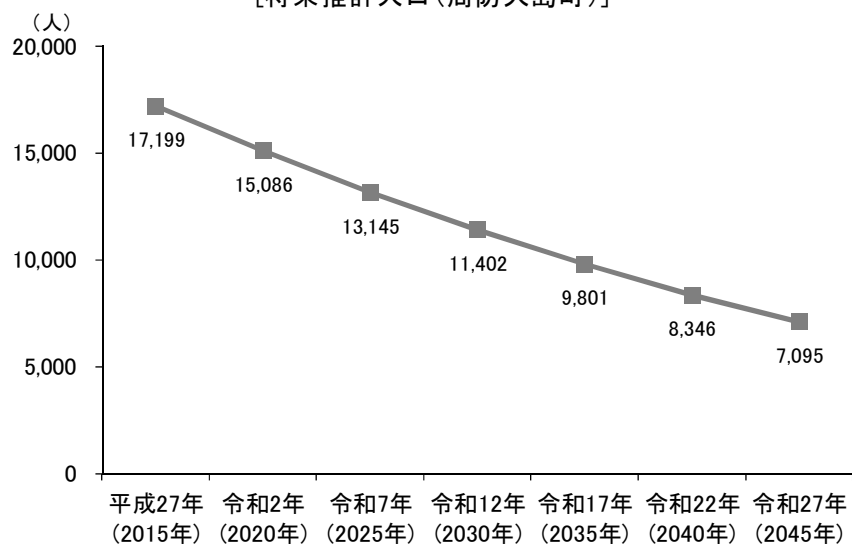
資料:国勢調査(総人口は年齢不詳を含む)

[将来推計人口(全国)]



資料:国立社会保障・人口問題研究所

[将来推計人口(周防大島町)]

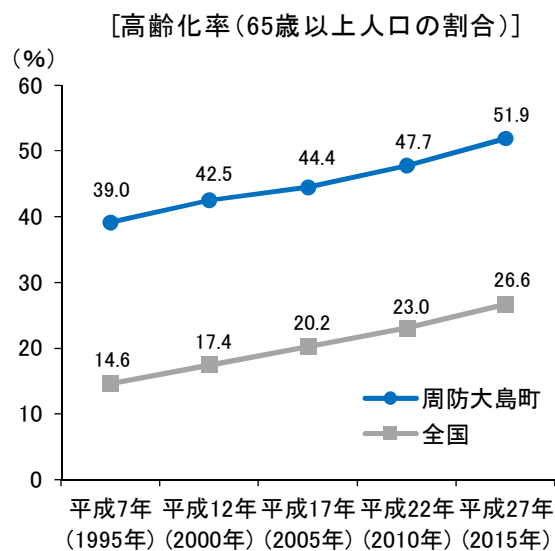
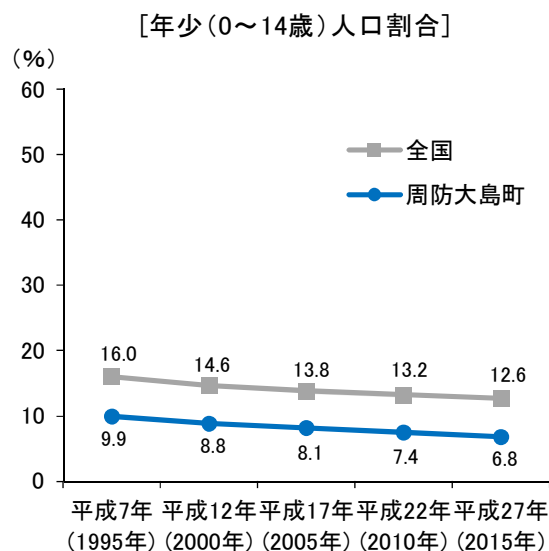


資料:国立社会保障・人口問題研究所

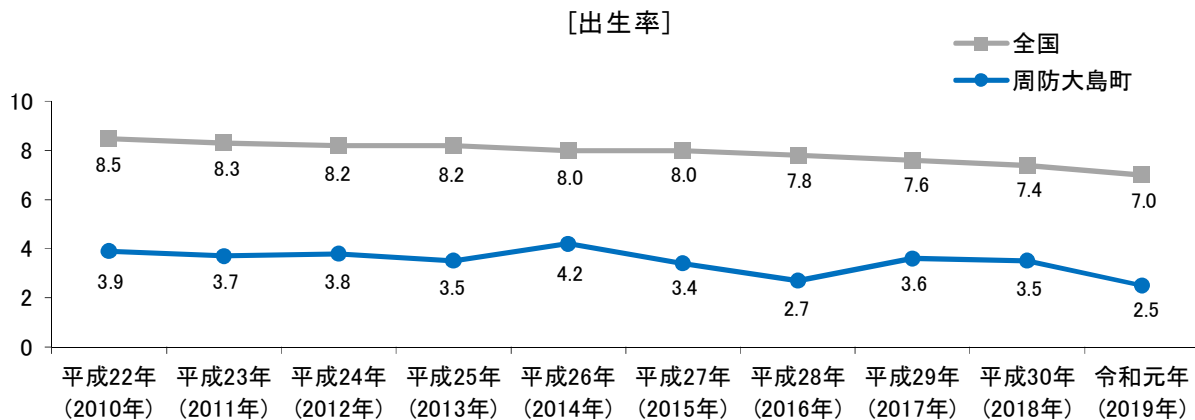
2 少子高齢化の進展

本町の国勢調査人口の高齢化率の推移は、全国を大きく上回る値で上昇しており、また、年少人口割合は全国を下回る値で低下しています。

本町の出生率は、全国の値を下回る値で推移しています。



資料：国勢調査

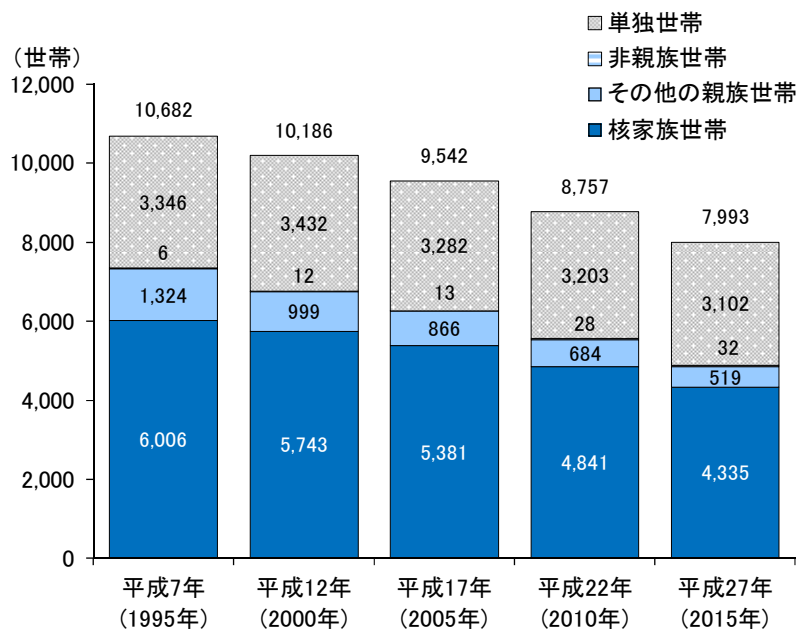


資料：人口動態調査

3 家族形態の多様化

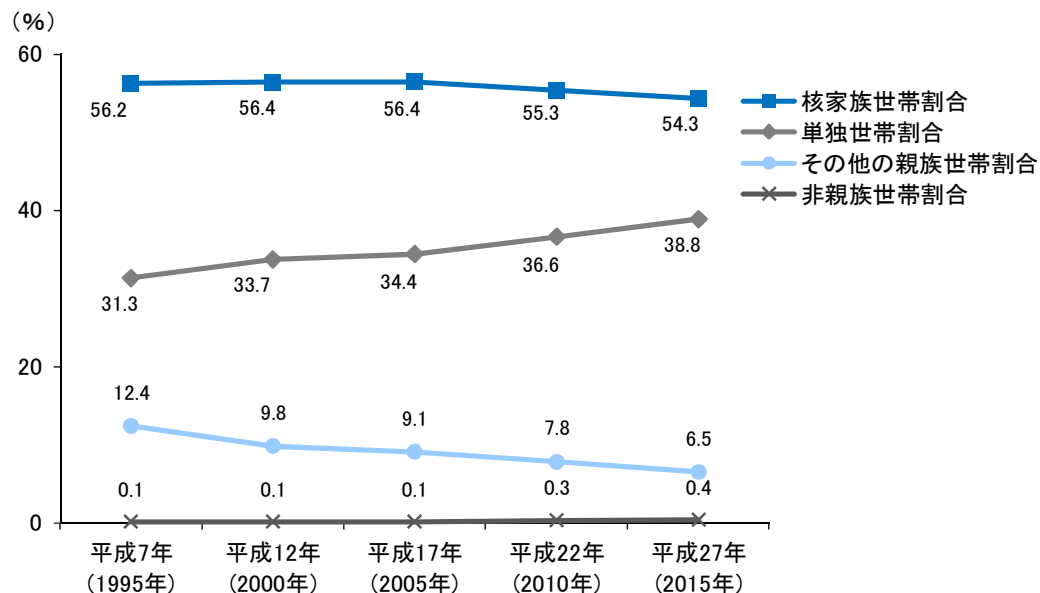
本町の一般世帯数は、平成17年以降、非親族世帯を除くすべての世帯で減少していますが、一般世帯数に占める割合は、単独世帯数の割合が上昇しています。

[家族類型別一般世帯数(周防大島町)]



資料: 国勢調査(総数には、家族類型不詳を含む)

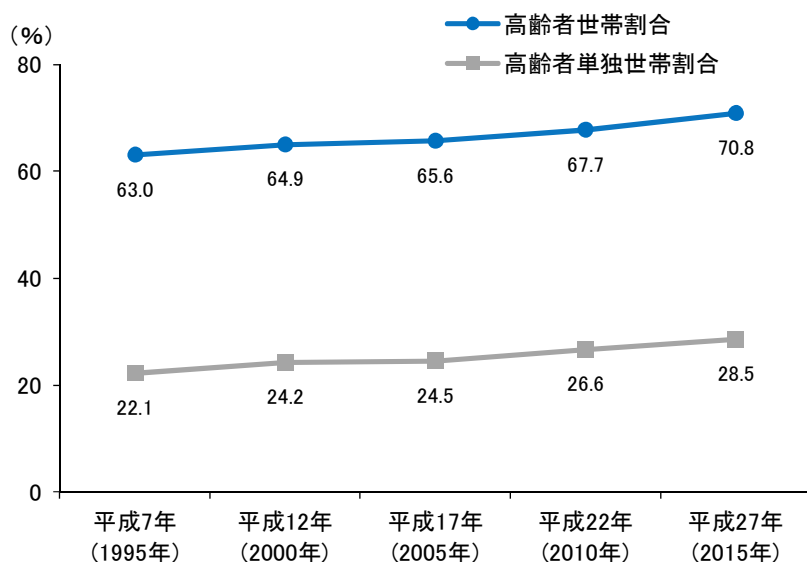
[家族類型別一般世帯割合(周防大島町)]



資料: 国勢調査

また、高齢者のいる世帯数、高齢者単独世帯数も減少していますが、一般世帯数に占める割合は上昇しています。

[高齢者世帯の割合(周防大島町)]

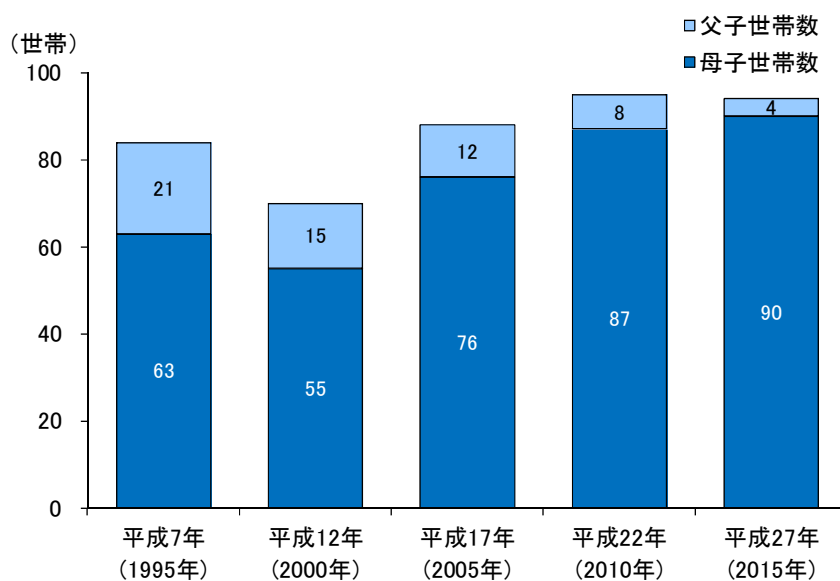


資料: 国勢調査

本町のひとり親世帯数は、平成17年以降増加し、平成27年には横ばいとなっています。

また、平成27年の一般世帯数に占める母子世帯数の割合は1.1%であり、全国(1.4%)の値よりも低くなっています。

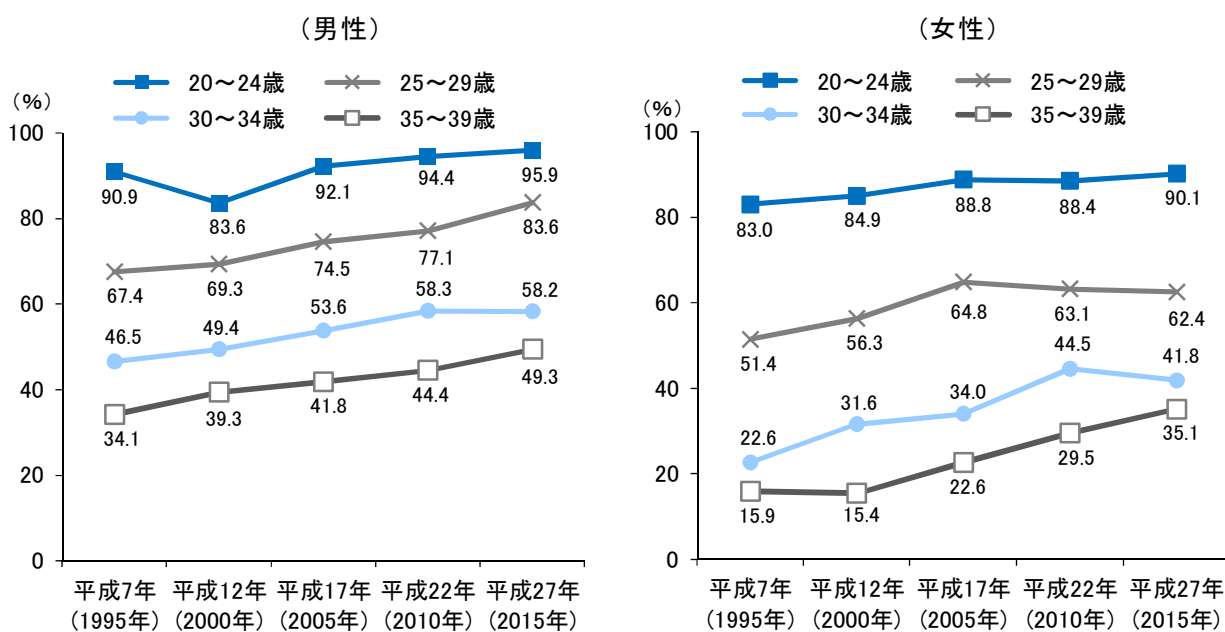
[母子・父子世帯数(周防大島町)]



資料: 国勢調査

本町の未婚率をみると、いずれの年齢層も平成7年と平成27年を比較すると大きく上昇し、特に男性の25～29歳、35～39歳は15ポイント以上、女性の30～34歳、35～39歳は20ポイント近く上昇しており、未婚・晩婚化が表れています。

[未婚率(周防大島町)]

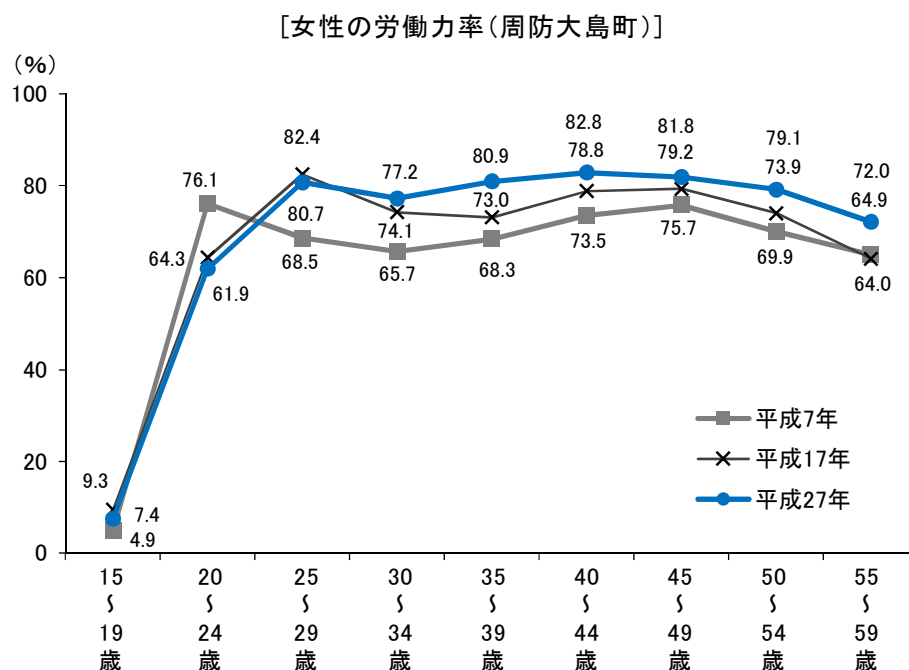


資料: 国勢調査

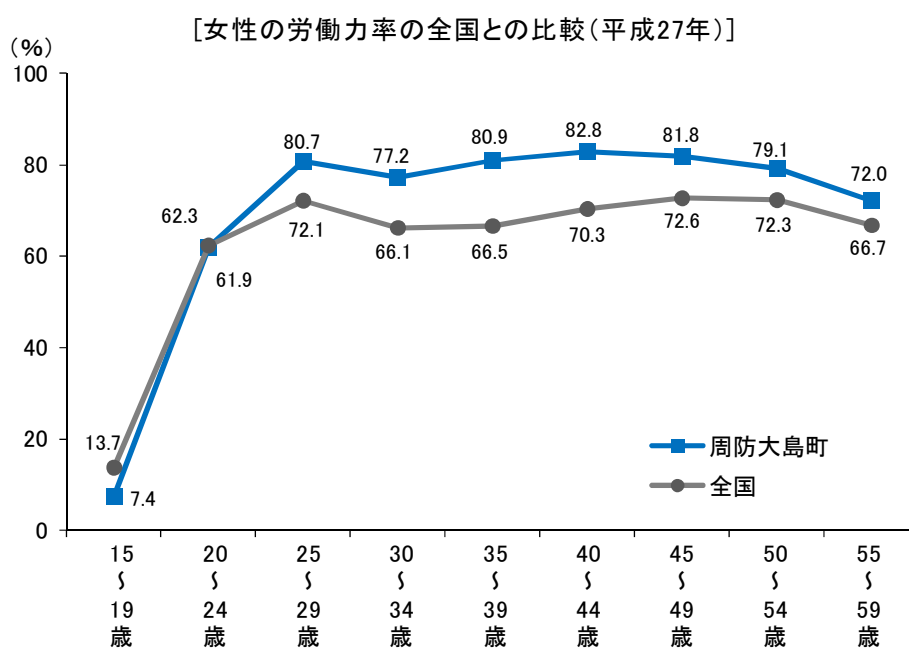
4 女性の労働力の状況

本町の年齢別の女性の労働力率をみると、平成7年は25歳から39歳の結婚・子育てをする年齢層で落ち込むM字カーブ*を示していましたが、平成27年はその落ち込みはなくなっており、40～44歳のピークに向けて上昇しています。

また、全国と比較すると（平成27年）、本町の女性の労働力率は25歳以上の年齢層で全国の値を上回っています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

5 本町の男女共同参画を推進するためのこれまでの取組

(1) 「あらゆる分野における男女の活躍の推進」について

- 町の審議会等における積極的な女性委員の登用を進め、女性委員の割合は上昇しましたが、目標の30%には達しておらず、女性委員がいない審議会もある状況です。
- 町の全職員を対象とし、スキルアップと意欲の醸成を図るため、職階に応じた研修を実施するなどの取組を推進し、令和2年4月1日現在、管理職に占める女性の割合は10.3%であり、目標の10%を達成しました。
- 方針決定過程への女性の参画の促進や、男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度等の法制度や支援制度の周知を図るため、事業所や地域の団体等に向け、国や山口県、ハローワークより提供されるポスターやチラシを掲示するなどし、啓発活動や情報提供を行いました。
- 女性が活躍する能力を高めることができるよう、山口県が中心となって実施する各種講演会、イベントを広報し、学習機会の充実を図りました。

(2) 「家庭・地域における男女共同参画の推進」について

- 家庭における男女共同参画の推進や男性の家事や育児への参画について、「やまぐちイクメン」や男性の料理教室等、国や山口県より提供されるポスターやチラシを掲示し、啓発活動や情報提供を行いました。
- 地域活動における男女共同参画の促進や、農林漁業等における女性のキャリアアップ等について、地域の団体や事業所等に向け、国や山口県より提供されるポスターやチラシを掲示するなどし、啓発活動や情報提供を行いました。
- 防災における女性の参画について、防災会議委員等への女性の登用を進めるとともに女性消防隊を育成しました。

(3) 「安心して生活できる環境づくりの推進」について

- 特定健診自己負担金の無料化や個別がん検診（子宮がん・乳がん）の実施など、受診しやすい検診体制の整備、知識の普及、受診勧奨等により受診率の向上を図りました。
- 健診（検診）結果により必要な保健指導を実施するなど、疾病の早期発見・対応を行いました。
- 運動習慣の定着のため、町全体又は各地域で各種スポーツ大会等を開催し、町民に参加を呼び掛けました。

- 安心・安全な出産が迎えられるよう、全14回の妊婦健診を公費負担で行うとともに、令和元年度から産婦健診を開始し、産後の初期段階における母子の支援の強化を図りました。
- 不妊治療費を助成し、経済的負担の軽減を図りました。
- 母子健康手帳交付時に全妊婦と面接し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行いました。
- 平成30年度から妊娠・出産・子育てのワンストップ相談窓口として子育て世代包括支援センターを開設し、各種相談に応じ、必要な情報提供や保健指導を行うとともに、関係機関との連携を図りました。
- ひとり親家庭への相談窓口として、母子父子自立支援員が、子育て・生活支援・就業支援・養育費確保支援など、ひとり親家庭等に対する総合支援を行いました。
- 関係各課の連携と、町の就学援助を活用し、生活が困窮する世帯の子どもへの教育支援を行いました。
- 生活困窮世帯に対し、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援として各種支援が行えるよう関係機関との連絡調整等を実施し、生活困窮状態からの早期自立を支援しました。
- 配偶者からの暴力やデートDV*、セクシュアルハラスメント*の防止に向け、国や山口県より提供されるポスターやチラシを掲示し、啓発活動や情報提供を行いました。
- 児童虐待担当や家庭相談員、保健師等と連携し、総合的なDV*相談や児童虐待等への対応を行うとともに、DV*の相談窓口について周知を図るため、広報紙に情報を掲載しました。



(4)「男女共同参画づくりに向けた意識形成の推進」について

- 男女共同参画審議会において、男女共同参画を推進するための講演会を実施しました。
- 国や山口県が行う事業の男女共同参画からの視点について情報提供等があった場合、関係各課へ情報提供を行いました。
- ハワイ州カウアイ島姉妹島提携により、友好親善の旅の募集等を行い、連携、協力を図り、国際的な視野に立ち、お互いを理解し、認め合う意識の醸成を図りました。
- 国連で推進している「SDGs^{*}」について、男女共同参画の啓発活動に活かすため、情報収集を行いました。
- 保育所において早い年齢からの男女平等の意識啓発に取り組みました。
- 学校において、人権参観日や道徳の授業参観日などを通して、幅広く人権について学ぶ学習を行いました。
- キャリアパスポート^{*}、1/2成人式、職場体験等を計画的にカリキュラムに取り入れ、児童生徒の自己実現に向けた学習を進めました。
- 各公民館において、男女が共に社会のあらゆる分野に参画し、多様な生き方ができるよう、生涯学習講座を年8回程度実施しました。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本法においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

本計画は、これまでの計画の基本理念を踏襲し、“住民一人ひとりの人権が尊重され、尊厳を持って生きることができ、また、男女が自らの意思によってあらゆる場面で活躍し、自分らしく輝く社会”を目指します。

また、基本理念を表した本計画の目指す将来像を「ともに輝き、みんなが活躍するまち 周防大島町」とし、みんなの輝きと活躍を町の元気につなげます。

目指す将来像

ともに輝き、みんなが活躍するまち 周防大島町

本町では、「周防大島町総合計画」において、横断的な取組として「持続可能な開発目標（SDGs*）の推進」を掲げています。

そのSDGs*の17の目標のうち、目標5「ジェンダー*平等の実現」、「女性活躍推進」が17すべての目標達成につながることを踏まえ、本町の男女共同参画の取組を推進します。



2 基本目標

基本目標 1 あらゆる分野における男女の活躍の推進

政治、経済、地域社会、家庭などあらゆる分野や場における政策・方針決定過程や活動に男女が共に参画し、活躍することは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、住民の多様化が進む中で、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するために重要です。

- 町が率先して女性の登用を積極的に進めるとともに、地域の様々な分野の方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 男女が共に仕事と家庭生活、地域活動等のその他の生活をバランスよく両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス*に関する啓発を進めるとともに、両立を支援するサービスの充実を図ります。
- 就労の場において、実質的な男女均等な機会が確保されるよう、また、女性が就労の場において活躍できるよう、ポジティブ・アクション*等に関して事業者等への働きかけを推進します。
- 家庭における男女共同参画の重要性の啓発を行うとともに、地域の活動における性別役割分担意識を解消するための意識啓発、男女が共に活躍するための地域の環境づくりへの支援を進めます。

基本目標 2 安心・安全な生活環境の実現

男女が共に地域の様々な場において活躍するためには、住み慣れた地域で一人ひとりの人権が尊重され、安全な環境で、安心して生き生きと生活できることが基本となります。

- 性別に起因する暴力が許されない地域社会をつくるための意識啓発を進めるとともに、暴力の被害者への支援を進めます。
- 生活上の困難にある女性等の自立支援を推進します。
- 性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人であること等を理由として社会的困難を抱えることがないよう、正しい理解を広め、地域社会が多様性を尊重する環境づくりを推進します。
- 出産や性差による健康上の問題に対応するため、生涯を通じた健康への支援を行います。
- 男女共同参画の視点からの防災の取組を推進します。

基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりの推進

様々な分野において男女が共に活躍し、持続可能な地域社会をつくるためには、男女双方の意識を変え、住民一人ひとりが、お互いを尊重し、認め合い、男女共同参画についての理解を深めることが重要です。

- よりわかりやすく、より多くの住民に浸透するよう、男女共同参画に関する効果的な啓発を推進します。
- 男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくための能力を養い、多様な生き方を可能にするための教育・学習機会の充実を図ります。



3 計画の体系

基本理念	基本目標	重点項目	主要施策
ともに輝き、みんなが活躍するまち 周防大島町	1 あらゆる分野における男女の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)町政における女性の参画拡大 (2)事業所・地域活動などの方針決定の場における女性の参画の促進
		2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取組の推進 (2)男女均等な雇用機会確保のための啓発の推進 (3)女性の能力発揮への支援
		3 家庭生活における男女共同参画の推進	(1)男性の家事・育児・介護への参画促進 (2)男女共同参画に関する家庭教育の促進
		4 地域における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (2)地方創生における男女の活躍促進 (3)農山漁村における女性が働きやすい環境の整備
	2 安心・安全な生活環境の実現	5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない意識啓発の推進 (2)DV*被害者の相談体制の充実 (3)関係機関等との連携・協働
		6 男女共同参画の視点に立った困難な状況にある人への支援	(1)貧困等生活上の困難に対する支援の推進 (2)高齢者や障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備
		7 生涯を通じた男女の健康支援	(1)生涯を通じた男女の健康支援 (2)妊娠・出産期における健康管理の支援
		8 防災における男女共同参画の推進	(1)防災の現場における女性の参画拡大
	3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりの推進	9 男女共同参画の理解を深める教育・啓発の推進	(1)男女共同参画の理解を深める教育・啓発の推進 (2)国際的視野に立った男女共同参画の推進



第4章 計画の取組

第4章 計画の取組

基本目標1 あらゆる分野における男女の活躍の推進

重点項目1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

◆◆現状◆◆

国においては、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、第5次男女共同参画基本計画においては、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指すこととされています。

本町においては、審議会等委員の女性の割合の目標を30%と掲げ、町の方針決定過程への女性の参画の推進に取り組んできましたが、令和2年4月1日現在で19.2%であり、その割合はやや上昇したものの目標には達していません。

また、令和2年12月1日現在の議員定数に対する女性議員は1名で、割合は7.1%に皆増しています。

一方、町職員の管理職の女性割合の目標を10%と掲げていましたが、令和2年4月1日現在10.3%であり、目標を達成しています。

住民意識調査の結果では、政治・経済活動の場の中における男女の地位について「平等」と回答した人の割合は19.4%であり、平成26年度調査（17.0%）と比較するとやや上昇しています。

社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由については「男性優位の組織運営」と回答した人の割合が4割を超えて最も高く、あらゆる分野で平等になるために重要なこととして、「女性・男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」と回答した人の割合が5割を超えて最も高くなっています。

◆◆課題◆◆

町内の様々な分野の方針決定過程へ女性の参画を進めるためにも、今後も町の審議会等委員や管理職等方針決定過程における女性の参画を進める必要があります。

また、事業者や地域団体等への啓発や情報提供を行うなどの積極的な働きかけが必要です。

[女性の登用状況（周防大島町）]

	審議会等委員			審議会等の数		
	委員総数	うち女性委員数	女性委員割合	総数	うち女性が参画する審議会等	女性が参画する審議会等割合
平成27年	244人	45人	18.4%	31	18	58.1%
平成28年	242人	44人	18.2%	31	19	61.3%
平成29年	252人	46人	18.3%	26	16	61.5%
平成30年	251人	47人	18.7%	26	17	65.4%
平成31年	251人	45人	17.9%	26	16	61.5%
令和2年	266人	51人	19.2%	27	18	66.7%

	町議会の議員			町の管理職		
	議員総数	うち女性議員数	女性議員割合	管理職総数	うち女性管理職数	女性管理職割合
平成27年	16人	0人	0.0%	30人	1人	3.3%
平成28年	16人	0人	0.0%	30人	0人	0.0%
平成29年	14人	0人	0.0%	31人	1人	3.2%
平成30年	14人	0人	0.0%	31人	1人	3.2%
平成31年	14人	0人	0.0%	30人	1人	3.3%
令和2年	14人	1人※	7.1%※	29人	3人	10.3%

資料：周防大島町（各年4月1日現在 ※令和2年町議会議員については12月1日現在）

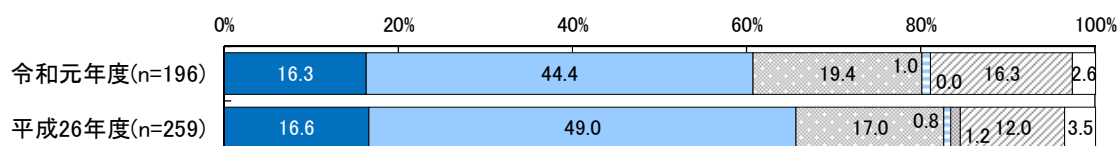
[女性の登用状況（周防大島町・山口県・全国）]

	審議会等委員		
	周防大島町	山口県平均	全国平均
令和2年	18.4%	29.2%	27.1%

	議会の議員		市町の管理職	
	周防大島町	山口県平均	周防大島町	山口県平均
令和2年	7.1%	12.5%	10.3%	15.0%

資料：「審議会等委員」は、地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）、「議会議員、職員の管理職」は、山口県男女共同参画白書（4月1日現在 ※周防大島町議会議員については12月1日現在）

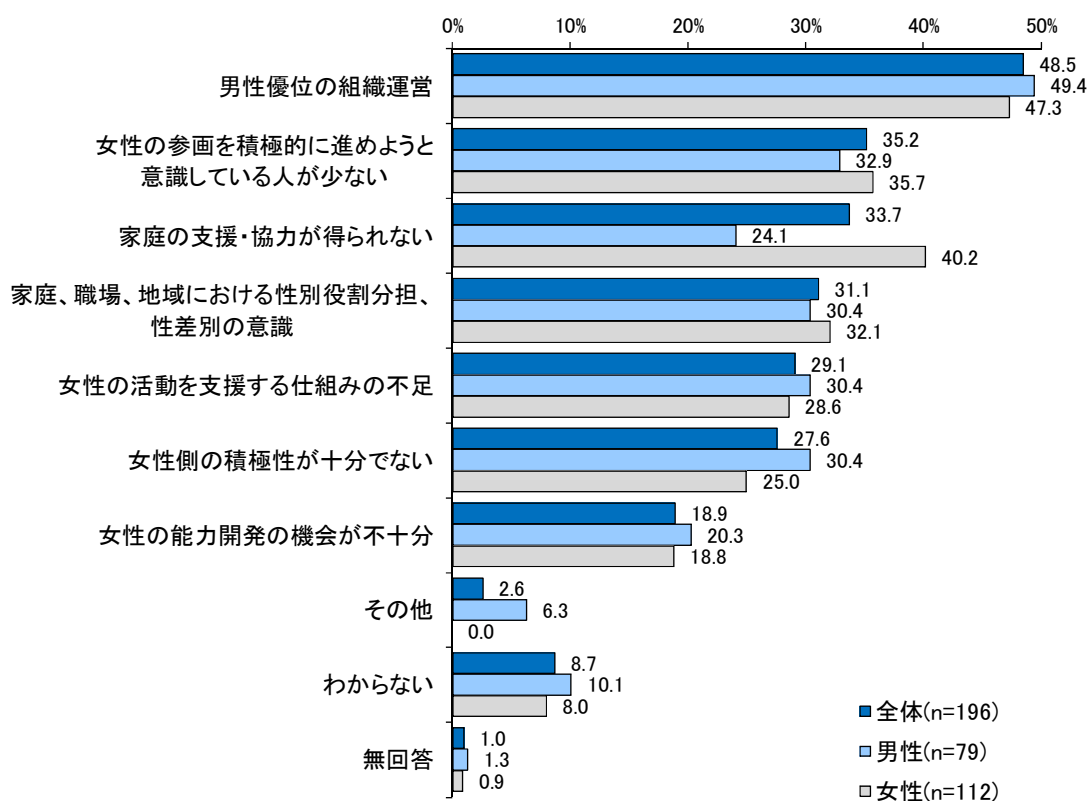
[政治・経済活動の場における男女の地位の平等感]



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

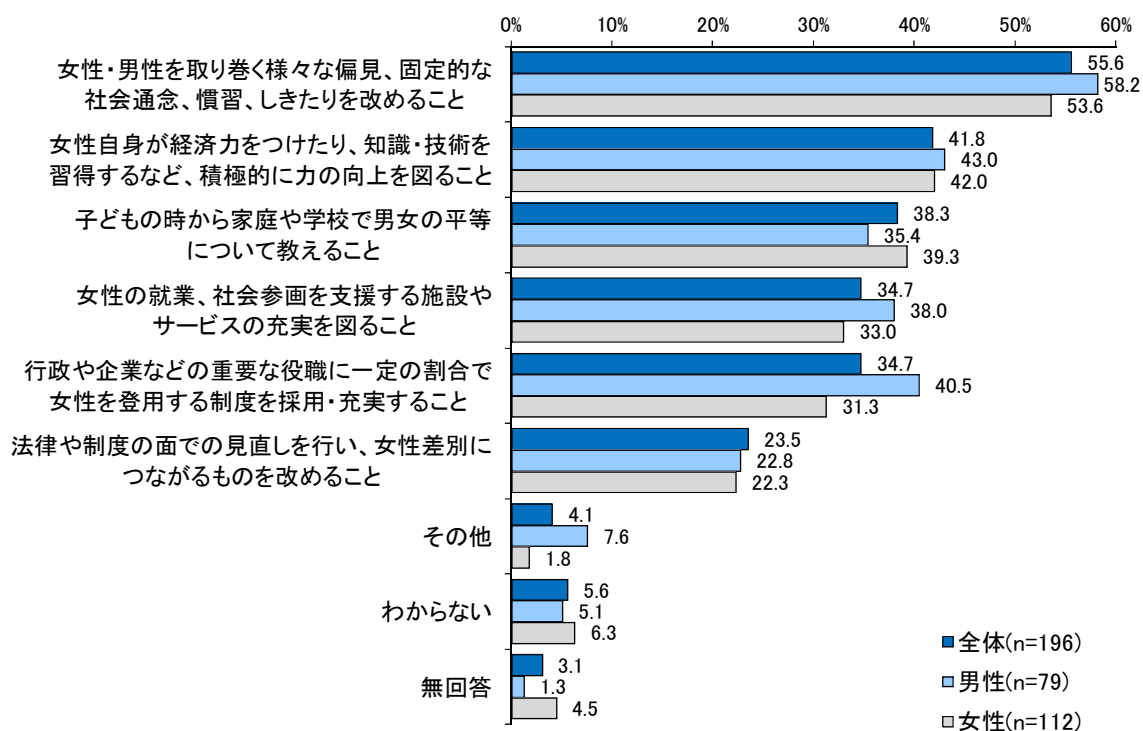
資料：男女共同参画に関する住民意識調査

[社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

[男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆今後の取組◆◆

(1) 町政における女性の参画拡大

審議会等の委員への女性参画の推進	町の審議会等における積極的な女性委員の登用を進めます。 また、女性委員の登用状況を定期的に調査し、公表します。
町における女性管理職の登用	女性活躍推進法*に基づく事業主行動計画により、適正な評価のもと、町の女性管理職の登用を推進します。 また、性別に関わりなく職域の拡大を図るとともに、人材育成に取り組めます。

(2) 事業所・地域活動などの方針決定の場における女性の参画の促進

事業所・地域活動団体への啓発の推進	事業所や地域活動団体における方針決定の場へ女性の参画を促進するため、ポスターの掲示や啓発資料の配布等を行います。
事業所・地域活動団体への情報提供の充実	女性の能力発揮に向けた事業主の自主的な取組を促進する国や県の事業等の情報提供の充実を図ります。

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値	年度	目標値 (令和7年度)
政治・経済活動の場における男女の地位が平等だと思う人の割合	19.4%	令和元年度	25.0%
審議会等委員の女性の占める割合	19.2%	令和2年度 (4/1現在)	30.0%
女性委員のいない審議会等の数	9	令和2年度 (4/1現在)	減少
町職員の管理職(課長以上)のうち女性の占める割合	10.3%	令和2年度 (4/1現在)	15.0%



重点項目2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現の推進

◆◆現状◆◆

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは個人の幸福の根幹をなすものです。また、働きたい人がその能力を発揮できる環境づくりは、地域の社会経済の活力の向上の観点からも重要な意義を持ちます。

女性活躍推進法*や働き方改革関連法に基づく企業、事業所の取組、保育サービスの充実等、これまでの国、県や本町の取組により、女性の労働力率が出産の時期である年齢層で落ち込むM字カーブ*問題は本町においても解消されつつあります（17頁参照）。

住民意識調査の結果では、就職の機会や職場における男女の地位について「平等」と回答した人の割合は31.6%であり、平成26年度調査（23.9%）と比較すると上昇していますが、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が47.4%であり、「平等」と回答した人の割合を上回っています。

また、女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこととして、「育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること」と回答した人の割合が6割を超えて最も高く、女性の活躍が進むための家族や社会等で必要な環境整備については、「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」と回答した人の割合が7割に近く、最も高くなっています。

一方、育児休業制度について、「知っており、利用したことがある」と回答した人の割合は、男性で5.1%、女性で9.8%となっており、男性の割合は目標の10%に達していません。

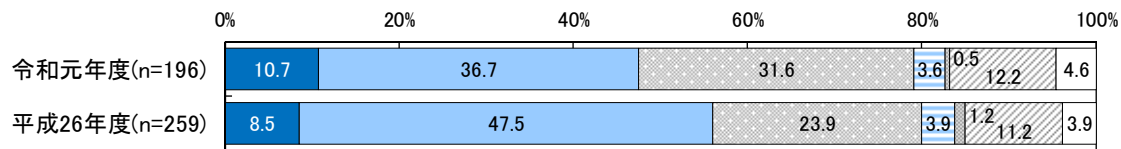
さらに、新型コロナウイルス感染症の流行等の非常時に女性がより職を失いやすいことへの懸念や、外出自粛期間中に家庭における責任をより多く女性が担う状況も問題となっています。

◆◆課題◆◆

働く場において、男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、関係機関と連携を図り、事業者へ向けた啓発に取り組むとともに、女性自身が活躍するための能力を身に付けることができる機会の充実を図る必要があります。

また、男女が共に自らの意思に基づいてあらゆる分野で活躍するため、働き方の見直しや育児休業、介護休業の取得の促進等、ワーク・ライフ・バランス*を推進する職場の環境づくりについて事業者等へ働きかけるとともに、多様なニーズに応じた子育て支援の充実、地域包括ケアシステム*の深化・推進等により家族の介護の負担軽減を図る必要があります。

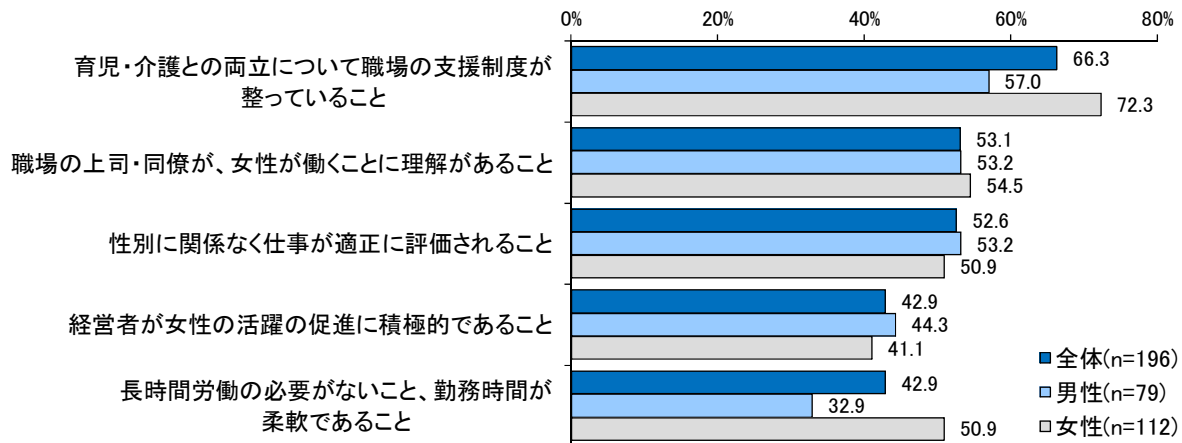
〔就職の機会や職場の中における男女の地位の平等感〕



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

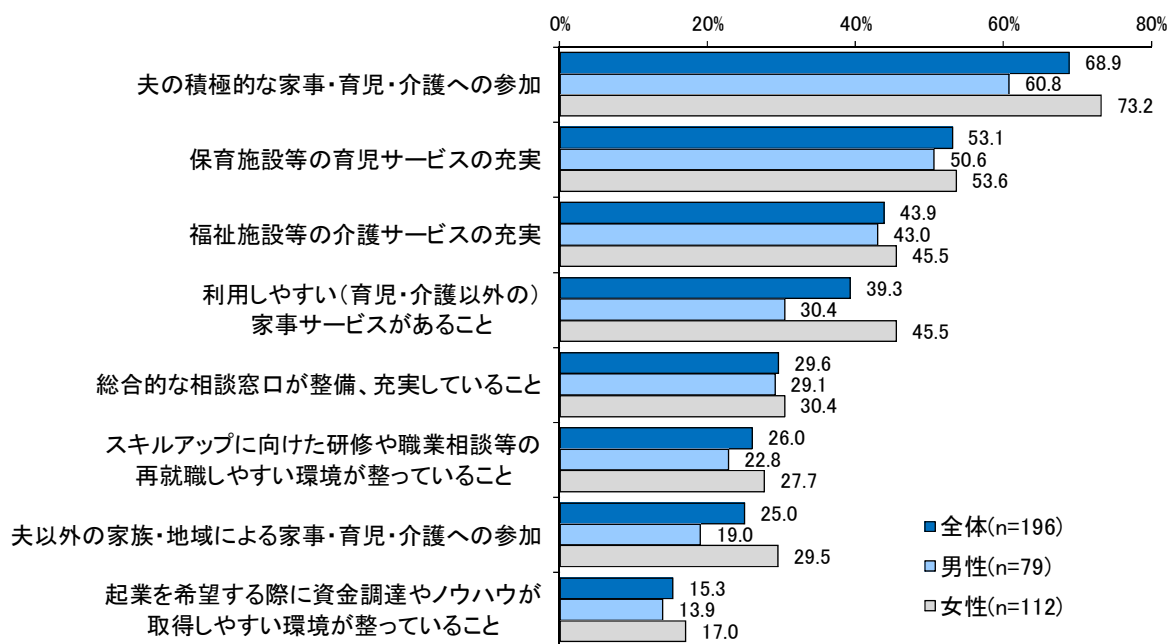
資料：男女共同参画に関する住民意識調査

〔女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要だと思うこと（上位5項目）〕



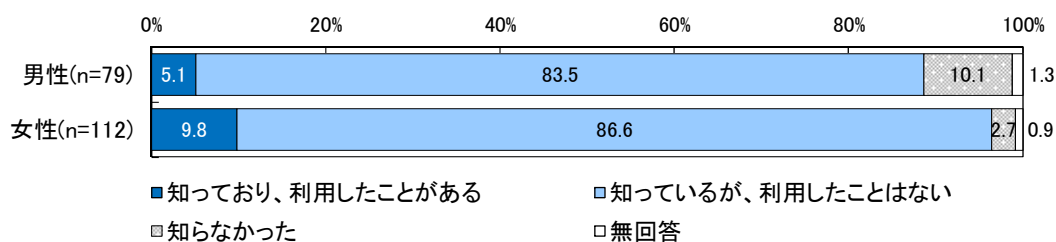
資料：男女共同参画に関する住民意識調査

〔女性の活躍が進むために必要と考える環境整備（上位8項目）〕



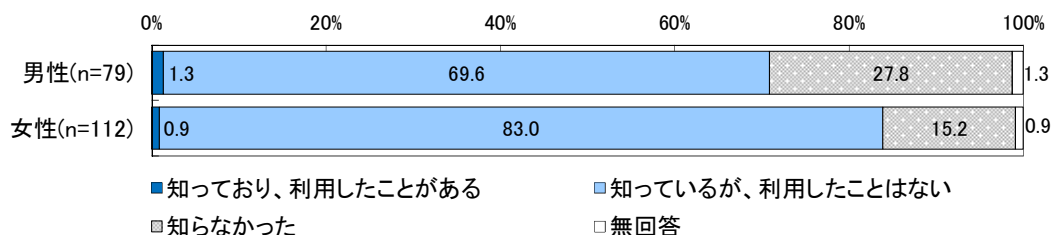
資料：男女共同参画に関する住民意識調査

〔育児休業制度の利用経験・認知度〕



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

〔介護休業制度の利用経験・認知度〕



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆ 今後の取組 ◆◆

(1) ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取組の推進

事業所への啓発の推進	事業所等に、長時間労働の削減や有給休暇取得の促進、育児・介護休業制度等の法制度や支援制度の周知を図るための啓発や情報提供を行います。
	ワーク・ライフ・バランス*の取組の好事例等の情報提供を行います。また、山口県が実施する「やまぐち子育て応援企業宣言制度」、「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」等の情報提供の充実を図ります。
住民への啓発	住民を対象として、ワーク・ライフ・バランス*の重要性の周知を図り、実践を促すための啓発を推進します。
子ども・子育て支援の充実	多様な保育サービスや地域における子育て支援の充実を図ります。また、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない相談支援を推進します。
介護サービスの充実	居宅介護サービスや福祉サービスの充実等、在宅で介護を行う家族の負担軽減を図るためのサービスの充実を図るとともに、地域包括ケアシステム*の深化・推進を図り、地域が一体となった支援を行います。

(2) 男女均等な雇用機会確保のための啓発の推進

男女均等な雇用機会確保の普及・啓発	事業所等に、男女雇用機会均等法等の関係法・制度の普及啓発を図ります。 また、農業や商工業等の自営業者に対して、就業環境を整備するための情報提供や啓発を行います。
ポジティブ・アクション*の促進	事業所等を対象とし、ポジティブ・アクション*推進の好事例等の情報提供を行います。 また、山口県が実施する「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定制度等の情報提供の充実を図ります。
マタニティハラスメント*の防止に関する啓発	職場における妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いをなくするため、マタニティハラスメント*の防止に関する啓発を行います。

(3) 女性の能力発揮への支援

女性の能力発揮の促進	女性が、政策・方針決定過程をはじめ、様々な分野に積極的に自ら参画していくとともに、それに必要な能力発揮を促進するため、生涯にわたる学習機会の充実を図るとともに、山口県が中心となって実施する各種講演会、イベントの情報提供の充実を図ります。
女性の人材に関する情報の収集・提供	様々な分野で積極的に活動し、各分野で活躍している女性の人材について各課を通し情報収集を行い、その情報を提供するとともに、活躍の機会を広げます。
女性起業家等の育成支援	国や山口県と連携を図り、女性起業セミナー等、学習情報を提供します。

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値	年度	目標値 (令和7年度)
就職の機会や職場での男女の地位が平等であると思う人の割合	31.6%	令和元年度	37.0%
保育所の待機児童	0人	令和2年度 (4/1現在)	0人
放課後児童クラブ待機児童	0人	令和2年度 (5/1現在)	0人
育児休業を取得した経験がある男性の割合	5.1%	令和元年度	10.0%

重点項目3 家庭生活における男女共同参画の推進

◆◆現状◆◆

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男性が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。

また、家庭において男女が共に家庭責任を担うことは、子どものころから男女共同参画の意識を持つために非常に重要です。

住民意識調査の結果では、家庭生活の中における男女の地位について「平等」と回答した人の割合は27.6%であり、平成26年度調査（29.7%）と比較すると大きな変化はみられず、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が49.0%であり、「平等」と回答した人の割合を上回っています。

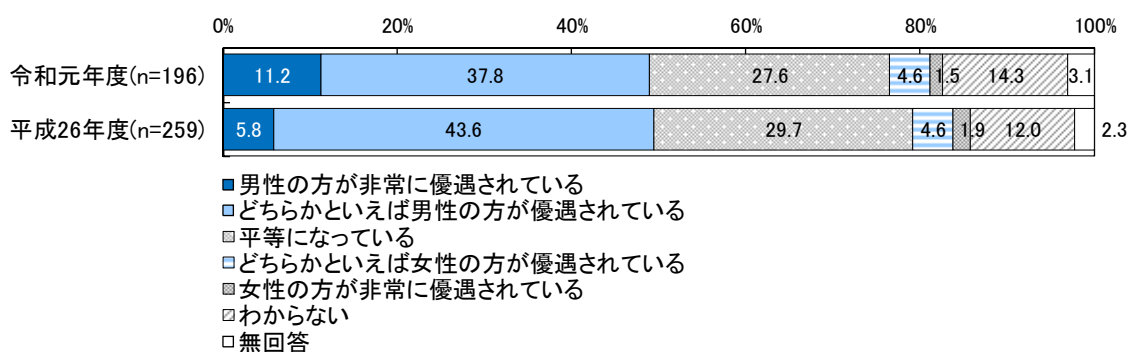
また、家庭における役割分担について、「食事のしたく」、「食事の後かたづけ、食器洗い」、「掃除」、「洗濯」では、「妻が中心である」と回答した人の割合が6割を超えています。

一方、男性が家事や地域活動等に参加していくために必要だと思うことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が6割を超えています。

◆◆課題◆◆

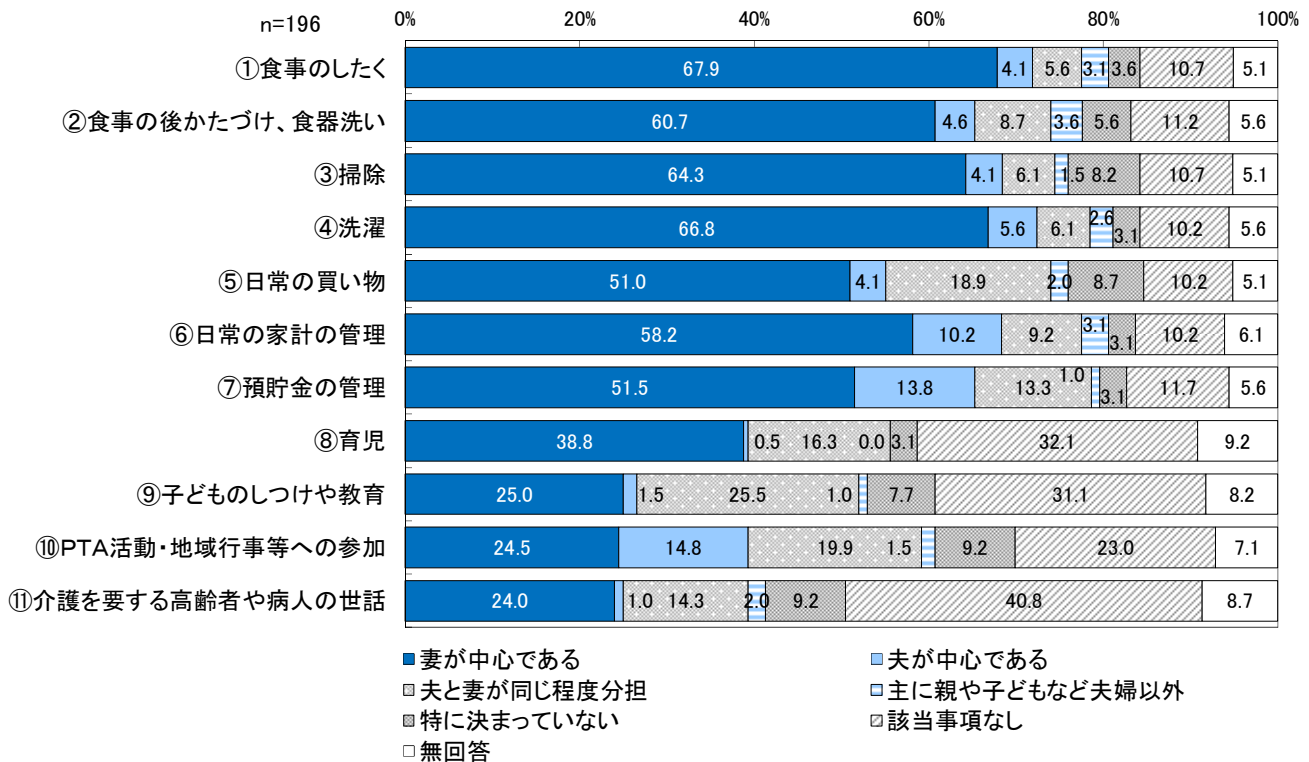
すべての年齢層を通じて、男女が共に家庭の責任を担う意識を高め、実践できるよう、また、子どもも家庭において男女平等意識を育み成長できるよう、男女共同参画の推進が個人や家族の身近な問題であることを理解できる啓発や、家事や育児、介護の実践につながる学習機会の充実などを推進することが必要です。

[家庭生活の場における男女の地位の平等感]



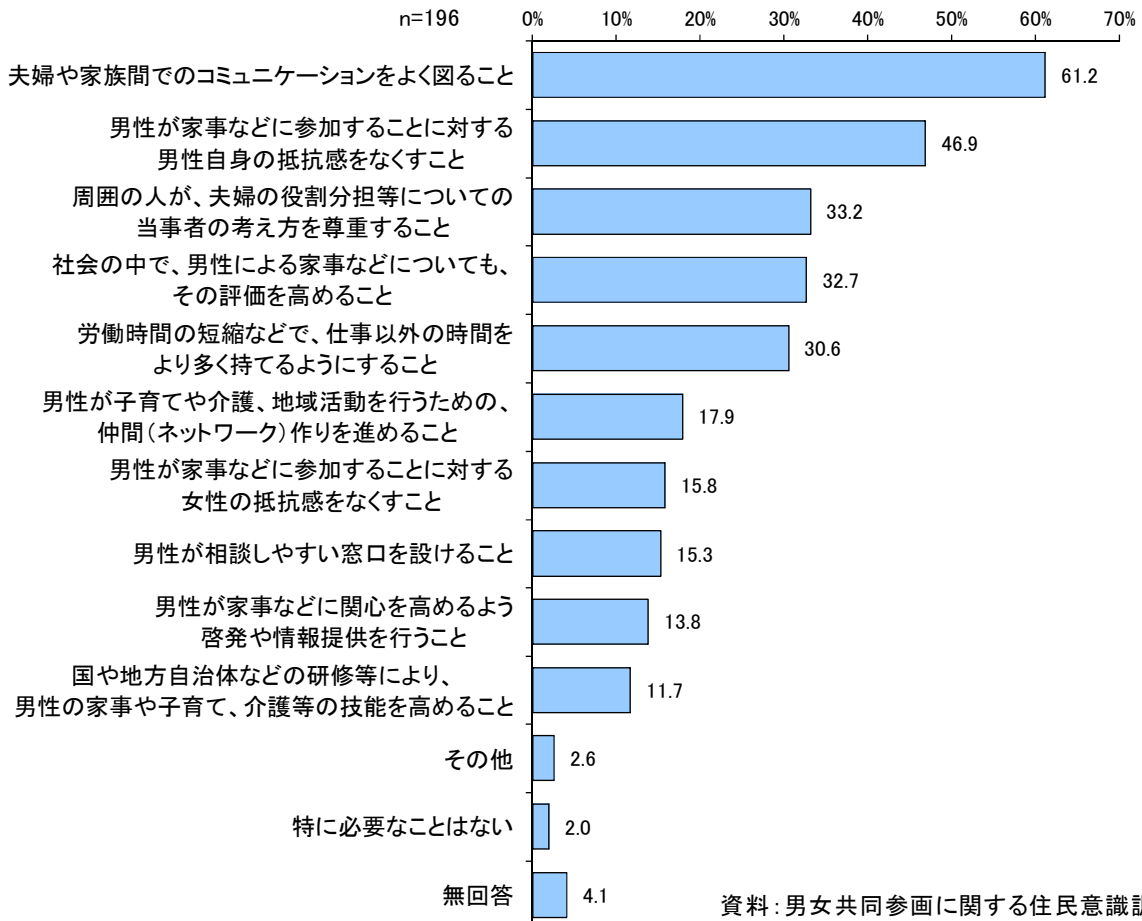
資料：男女共同参画に関する住民意識調査

[家庭における役割分担]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

[男性が家事や地域活動等に参加していくために必要だと思うこと]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆今後の取組◆◆

(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性に対する啓発の推進	男性が積極的に家事・育児・介護等に参画するよう啓発を行うとともに、山口県が実施する男性を対象とした家事参画関連行事等の情報提供を行います。
-------------	---

(2) 男女共同参画に関する家庭教育の促進

家庭における男女共同参画の重要性に関する啓発の推進	保育所、学校等を通じて、子どもの保護者を対象に男女共同参画に関する啓発を行い、家庭において家事・育児・介護に男女が共に参画することの重要性の理解促進を図ります。
家庭教育に関する啓発の推進	家族のふれあいや親子の共同体験ができる機会の充実を図り、子どもの発達段階に応じたところの教育や、性別にとらわれず、子ども一人ひとりの個性を伸ばす教育が行えるよう、家庭教育に関する啓発を推進します。

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		年度	
家庭生活の場における男女の地位が平等であると思う人の割合	27.6%	令和元年度	33.0%



重点項目 4 地域における男女共同参画の推進

◆◆現状◆◆

全国的に人口減少、少子高齢化が急速に進行しており、特に若い世代の大都市圏への転入超過が増大しています。本町においても、人口減少、少子高齢化は急速に進んでおり、令和2年9月末の15～29歳の人口を平成27年と比較すると、男性は21.2%、女性は23.3%減少しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、都市圏に住む人の地方への移住の関心が高まっているとともに、テレワークやオンラインの活用が進み、地方における働き方の新たな可能性ももたらされています。

活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、幅広い年代の男女が地域活動に参画し、新たな視点の導入や多様な人材の活用が図られるよう、男女共同参画の視点に立った地域社会をつくる必要があります。

住民意識調査の結果では、地域活動における男女の地位について「平等」と回答した人の割合は33.7%であり、平成26年度調査（30.9%）と比較するとやや上昇していますが、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が35.2%であり、「平等」と回答した人の割合を上回っています。

また、町における自治会長に占める女性の割合は上昇しつつありますが、令和2年4月1日現在6.8%であり、10%に満たない状況です。

◆◆課題◆◆

地域の活動等において男女が共に能力を発揮して活躍できるよう、また、地域づくりにおいて男女の視点を活かせるよう、性別による役割分担意識を解消するための啓発を進めるとともに、活動の好事例を地域で共有することが必要です。

また、仕事優先の暮らし方の見直しや家庭において家事や育児、介護の責任をともに担う意識づくりなど、地域活動に積極的に参画できる意識や環境づくりが必要です。

[15～29歳人口（周防大島町）]

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
男性	858人	834人	802人	777人	743人	676人
女性	729人	696人	662人	651人	605人	559人
計	1,587人	1,530人	1,464人	1,428人	1,348人	1,235人

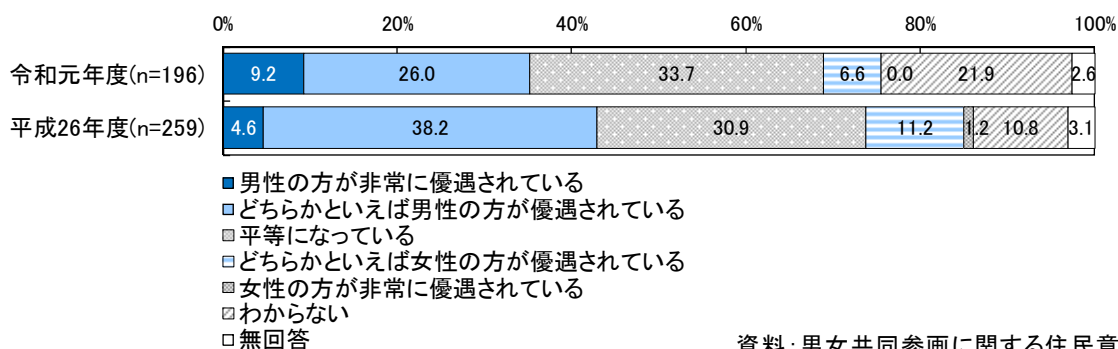
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

[自治会長への女性の参画状況（周防大島町）]

	自治会長数	女性自治会長数	女性自治会長割合
平成27年	207人	8人	3.9%
平成28年	206人	10人	4.9%
平成29年	205人	9人	4.4%
平成30年	205人	14人	6.8%
平成31年	205人	14人	6.8%
令和2年	205人	14人	6.8%

資料：周防大島町（各年4月1日現在）

[地域活動の場における男女の地位の平等感]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆今後の取組◆◆

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

地域活動団体等への啓発の推進	自治会や地域の保健・福祉・環境等の活動において、男女の視点を活かせるよう、方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発を行います。
地域活動における性別による固定的役割分担意識の解消	自治会や地域の保健・福祉・環境等の活動において、性別による固定的役割分担意識を解消するための啓発を行います。
住民の地域活動参加の促進	男女が共に地域の様々な活動に参画しやすいよう、活動の情報提供や参加のきっかけをつくる機会の充実を図ります。

(2) 地方創生における男女の活躍促進

移住・定住促進事業	移住・定住や結婚に関するイベント等をはじめとした、ライフステージ*ごとのきめ細やかな支援を行い、男女がともに、希望する暮らし方を選択できる地域の環境づくりを推進します。
-----------	--

(3) 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備

各種組合等への啓発の推進	男女が共に経営や方針決定の場への参画ができるよう、また、農林水産業等の運営に女性の視点が活かされるよう、各種組合等の役員や農業委員等への女性の登用、方針決定過程への参画促進のための啓発を推進します。
6次産業*化への支援	農産物・水産物加工などの分野において、女性の起業や法人化を目指すグループの支援を行います。

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値	年度	目標値 (令和7年度)
		令和元年度	
地域活動の場における男女の地位が平等だと思う人の割合	33.7%	令和元年度	39.0%
自治会長における女性の割合	6.8%	令和2年度 (4/1現在)	12.0%



基本目標2 安心・安全な生活環境の実現

重点項目5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

◆◆現状◆◆

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、暴力の根絶を図ることは重要な課題です。

性犯罪・性暴力、配偶者からの暴力、ストーカー*行為、職場等におけるハラスメント*は引き続き深刻な社会問題となっています。

また、情報通信技術（ICT*）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、男女間の暴力の被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対応する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化も懸念されています。

住民意識調査の結果では、配偶者や恋人などパートナーから暴力行為を受けた経験があった（「何度もあった」＋「1、2度あった」）と回答した人の割合は、「身体的暴行の経験」が15.8%、「心理的攻撃の経験」が14.8%、「性的強要の経験」が7.6%となっています。

また、パートナーから暴力行為を受けたときに、欲しかった助けについて、「地域の中で身近に相談できる窓口」、「同じような悩みを抱えた人たちとの対話」、「一時的に加害者から逃れられる場所の提供」、「加害者への教育」が上位となっています。

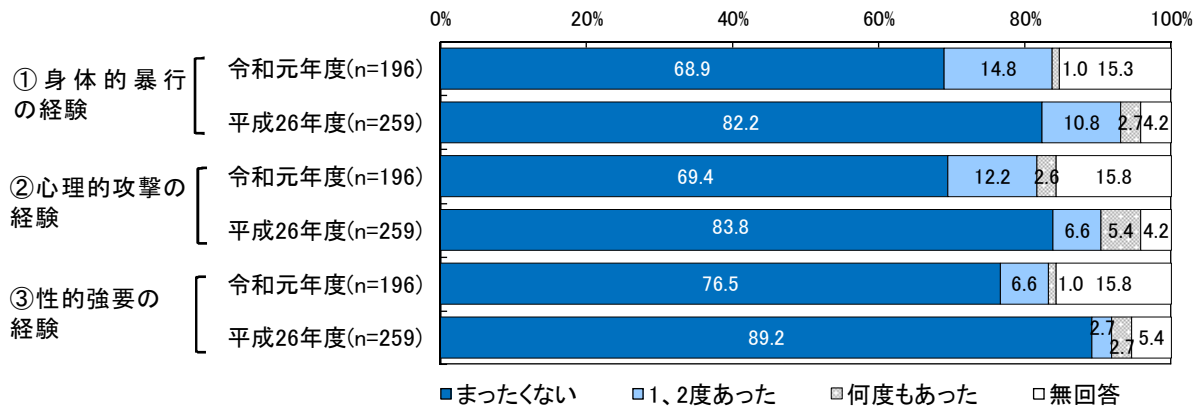
一方、男女間における暴力をなくすために必要だと思うことについて、「社会のあらゆる分野で人権尊重や暴力を許さない意識を醸成するための啓発を行う」、「学校における男女平等や人権についての教育を充実させる」と回答した人の割合が4割を超えています。

◆◆課題◆◆

男女間の暴力を根絶するために、暴力を認識し、許さない地域社会の環境をつくるための啓発とともに、子どもの頃からの教育が必要です。

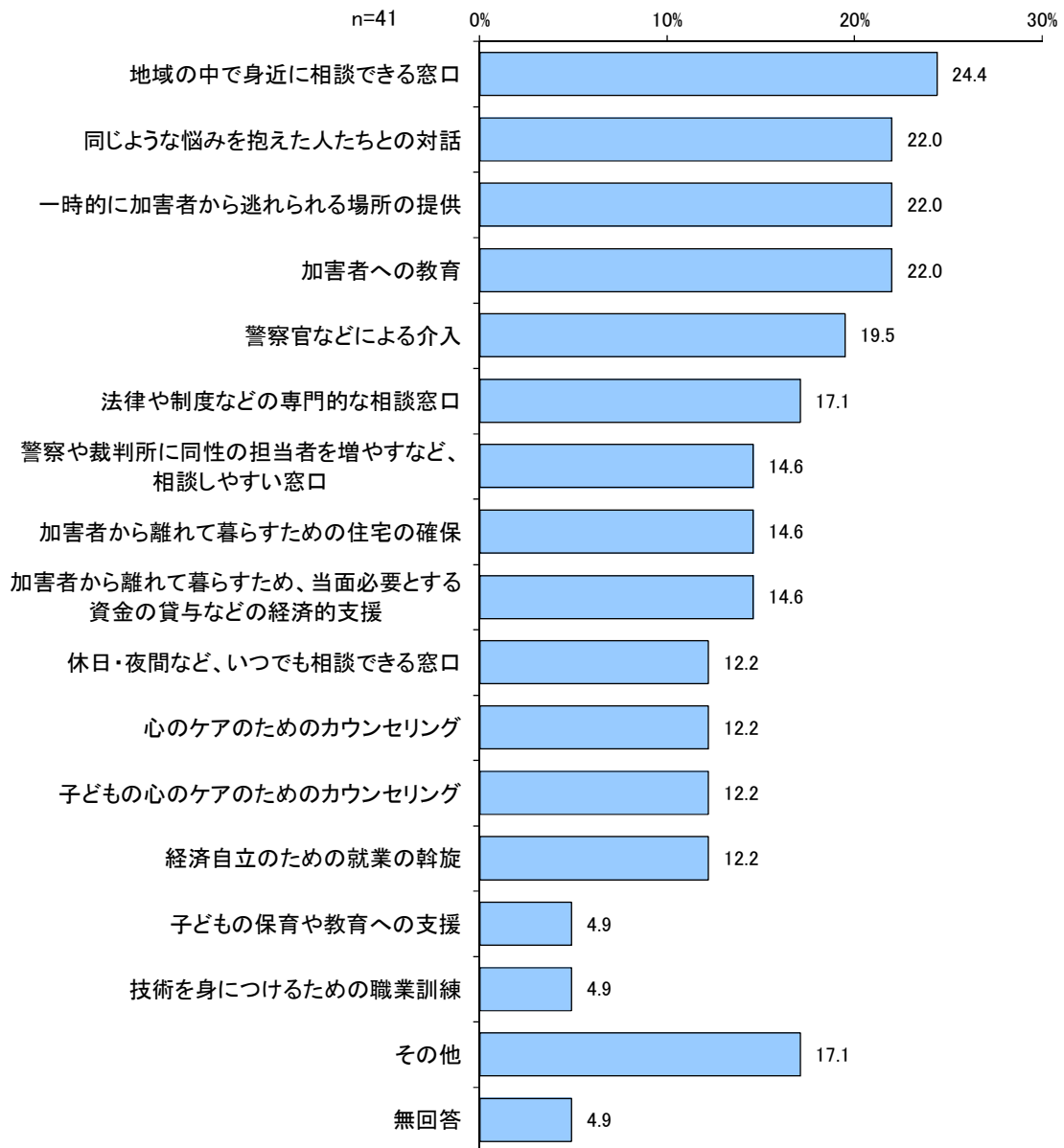
また、男女間の暴力の被害を早期に発見し、被害者に対して必要な対応や支援を迅速に行うため、相談窓口の周知、利用しやすい体制整備を推進するとともに、山口県や関係機関等と連携体制を強化する必要があります。

[配偶者や恋人などパートナーから受けたことのある暴力行為]



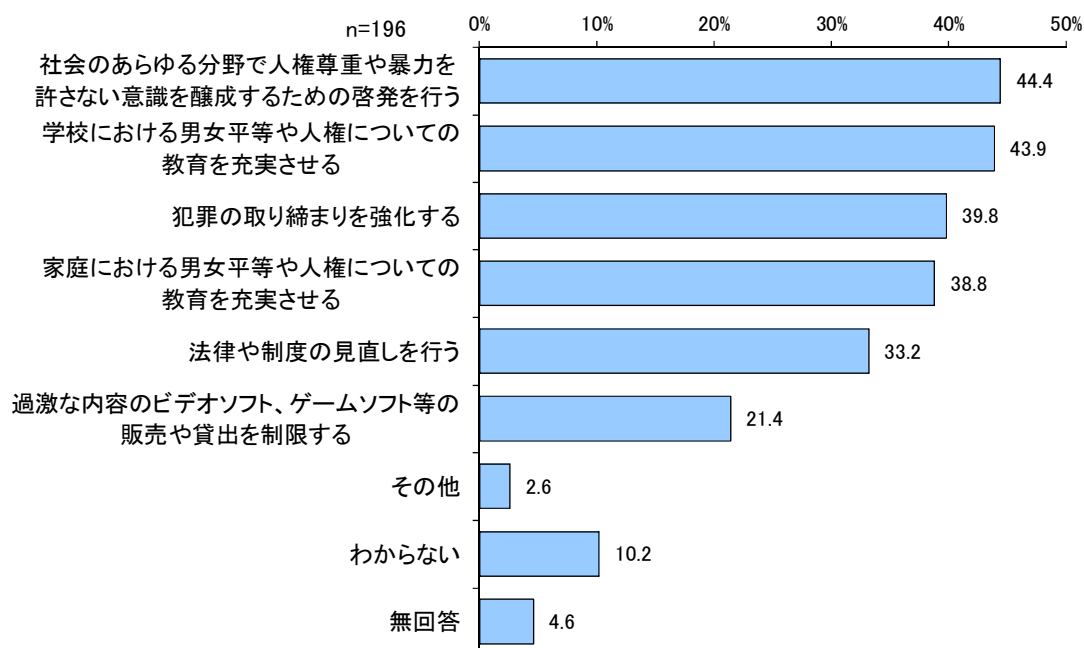
資料: 男女共同参画に関する住民意識調査

[パートナーから暴力行為を受けたときに、欲しかった助け]



資料: 男女共同参画に関する住民意識調査

〔男女間における暴力をなくすために必要だと思うこと〕



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆今後の取組◆◆

(1) 暴力を許さない意識啓発の推進

DV* 防止に関する意識啓発の推進	ホームページ、広報紙、情報誌等により、DV* 防止に関する啓発を推進します。
若者に向けた意識啓発の推進	デートDV* に関する理解を深めるための意識啓発を行います。また、インターネットやSNS等による暴力被害の防止のため、情報モラル教育や啓発活動を推進します。
セクシュアルハラスメント* 防止対策の推進	セクシュアルハラスメント* を防止するため、事業所、学校、地域活動等において、情報提供や意識啓発を図ります。

(2) DV* 被害者の相談体制の充実

相談体制の充実	山口県や関係機関と連携を強化し、被害者支援のための相談体制の充実を図ります。
相談窓口の周知	相談窓口に関する情報提供の充実を図ります。

(3) 関係機関等との連携・協働

関係部署、関係機関等との連携強化	庁内関係課や山口県、関係機関等と連携を図り、DV*被害の早期発見、適切な保護、自立支援等、DV*対策の充実を図ります。
------------------	---

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値	年度	目標値 (令和7年度)
		令和元年度	
身体的な暴力を受けた経験がある人の割合	15.8%	令和元年度	減少
心理的な暴力を受けた経験がある人の割合	14.8%	令和元年度	減少
性的な暴力を受けた経験がある人の割合	7.6%	令和元年度	減少
男女間の暴力に関する相談窓口を知っている住民の割合	—	—	50.0%



重点項目6 男女共同参画の視点に立った困難な状況にある人への支援

◆◆現状◆◆

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景とし、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況があります。

特に女性の貧困は、ひとり親をはじめ貧困の子育て世帯においては子どもが成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や高齢者女性も含め、その支援を検討する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会的に弱い立場にある人により深い影響をもたらしている状況があります。

また、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている人が、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に更に複合的な困難を抱えることがあります。

◆◆課題◆◆

女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るために、子どもの貧困対策のみならず、個人の様々な生き方に沿った自立のための支援が必要です。

また、高齢者や障害者、外国人、性的マイノリティ*等の理由により社会的困難を抱えている人が安心して自立して暮らすことができる環境づくりを進めることが必要です。

◆◆今後の取組◆◆

(1) 貧困等生活上の困難に対する支援の推進

各種助成制度の情報提供の充実	多様な手段を効果的に活用し、様々な困難を抱える住民の状況に応じ、わかりやすい情報提供の充実を図ります。また、庁内の関係部署の連携強化を図り、各分野の情報について一元的に、また幅広く提供できるよう取り組みます。
包括的な支援体制の充実	地域包括支援センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、町各課窓口などの相談窓口が連携を図り、複合的な課題などに包括的に対応する体制を整備します。
生活困窮者自立支援制度の推進	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的として、生活困窮者に対して包括的な支援を行います。

ひとり親家庭等の自立支援の充実	母子・父子自立支援員が相談に応じ、その解決に必要な助言や情報提供を行うなど、自立に向けた支援を行います。 また、母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当を受給している父母の状況や希望に応じて「自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携して就業支援を行います。 さらに、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金やひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給により、自立を促進します。
ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成金等の経済的支援の充実を図ります。
子どもの教育支援	関係課が連携を図り、生活が困窮する世帯の子どもへ教育支援を行います。

(2) 高齢者や障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備

地域包括ケアシステム*の深化・推進	医療、介護、福祉の関係機関や地域住民、民生委員児童委員、地域自治組織やボランティア、NPO等、多職種・多機関の連携を強化し、地域の課題の把握・解決を図る仕組みや基盤整備を推進します。
地域包括支援センターの機能強化	地域の高齢者の心身の健康維持、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
高齢者の社会参加の推進	高齢者が、今まで培ってきた豊かな経験や知識を地域で発揮し、高齢者自らが積極的に生きがいを持ち豊かな生活を送れるよう、総合事業への住民の参加も合わせ、高齢者の地域社会への参加の仕組みづくりを推進します。
障害福祉サービス等の充実	障害のある人が、希望する地域で自分らしく暮らすことができるよう、相談支援体制の整備や生活支援サービスの充実を図ります。
障害のある人の自立支援の推進	障害のある人が地域社会で自立して生活し、生活の質を向上するため、就労支援や雇用促進、療育・教育の充実、地域への参加の促進を図ります。

◆ ◆ 評価指標 ◆ ◆

指標	現状値	年度	目標値 (令和7年度)
高齢者福祉に関する町の取組について満足と回答した人の割合 (総合計画策定のためのアンケート調査)	6.1%	令和元年度	増加
障害者福祉に関する町の取組について満足と回答した人の割合 (総合計画策定のためのアンケート調査)	3.3%	令和元年度	増加



重点項目 7 生涯を通じた男女の健康支援

◆◆現状◆◆

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。

心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を維持・増進するために必要であり、特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージ*ごとに大きく変化する特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

また、男性は身体的特徴の他に仕事中心の生活から生活習慣が偏ることも要因の一つとなり、メタボリックシンドローム該当者*・予備群の割合が女性よりも高くなっています。

さらに、人生100年時代を見据え、身体的、精神的、社会的な健康寿命*の延伸のための取組が重要です。

◆◆課題◆◆

男女ともに生涯にわたり主体的に健康づくりに取り組むため、身体や健康について正確な知識・情報を提供するとともに、健康づくり支援の充実を図る必要があります。

また、妊娠・出産に関する健康づくり支援の充実を図るとともに、男性、女性特有の疾病に関する情報提供や検診の充実を図る必要があります。

◆◆今後の取組◆◆

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

健康診査・がん検診等の充実	住民が自分自身の身体を正しく理解するとともに、疾病の早期発見・対応するために、健康診査やがん検診、保健指導の充実を図ります。
生活習慣の改善に向けた取組の推進	ちよび塩の推進、食育の推進、歯周疾患検診受診率の向上、喫煙防止の取組等、生活習慣の改善に向けた取組を推進します。
運動・身体活動の推進	生活習慣病予防のための身体活動量の基準値（目安1日 8,000歩）や効果についての普及啓発を図り、運動・身体活動への関心を高めるとともに、運動に親しむ機会や取り組みやすい環境づくりを推進します。

(2) 妊娠・出産期における健康管理の支援

健診・相談の充実	安心・安全に子どもを産み、育てることができるよう妊婦健康診査の実施や妊婦相談の充実を図ります。 また、不妊治療の助成を行います。
妊娠・出産に関する情報提供の充実	妊娠・出産・子育てに関する情報提供の充実を図ります。

◆◆評価指標◆◆

指標		現状値	年度	目標値 (令和7年度)
健康寿命*（日常生活動作が自立している期間の平均）	男性	78.3歳	令和元年度	79歳
	女性	83.5歳	令和元年度	84歳
特定健康診査受診率		24.7%	令和元年度	60.0%
がん検診受診率	胃がん	4.5%	令和元年度	15.0%
	肺がん	12.7%	令和元年度	21.1%
	大腸がん	9.4%	令和元年度	19.5%
	乳がん	5.9%	令和元年度	28.2%
	子宮がん	4.4%	令和元年度	21.9%
妊婦健診受診率		100%	令和元年度	100%
産婦健診受診率		97.2%	令和元年度	100%



重点項目 8 防災における男女共同参画の推進

◆◆現状◆◆

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。こうした観点から、国の「防災基本計画」、「男女共同参画基本計画」、「避難所運営ガイドライン」等において、「防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画の拡大」、「自主防災組織や防災リーダーの育成等における女性の参画促進」、「指定避難所の運営における女性の参画の推進」等の事項が定められています。令和2年5月には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が、内閣府男女共同参画局において決定されました。

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしていますが、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって重要です。

また、非常時に、固定的な性別役割分担意識を反映し、増大する家事や育児、介護等の家庭責任が女性へ集中することが問題にあがっています。

◆◆課題◆◆

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から防災対策を推進することにより、地域の防災力向上を図ることが必要です。

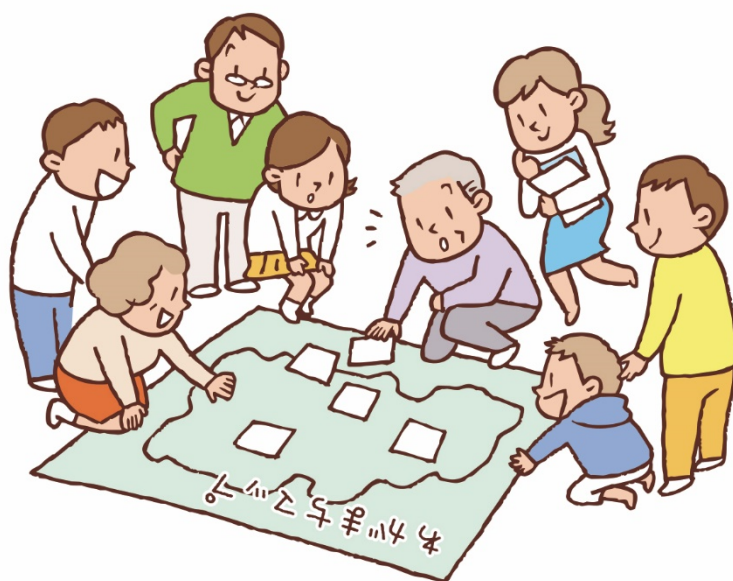
◆◆今後の取組◆◆

(1) 防災の現場における女性の参画拡大

女性の視点を活かした地域防災活動の推進	防災において女性の視点が活かされるよう、防災に関する施策方針決定の場への女性の参画を促進します。
消防団への女性の参画の促進	地域における消防防災活動の中核を担う消防団について、女性消防団員の入団を促進します。
自主防災組織の育成と女性の参画促進	地域防災力の向上のため、自主防災組織の育成等に取り組むとともに、女性の参画を促進します。
多様な視点に配慮した避難所運営の促進	「避難所運営マニュアル作成のための基本指針」に基づき、男女共同参画、その他の多様な視点に配慮した避難所運営を促進します。

◆ ◆ 評価指標 ◆ ◆

指標	現状値	年度	目標値 (令和7年度)
		令和2年度 (4/1現在)	
消防団における女性団員数	5人		10人



基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりの推進

重点項目9 男女共同参画の理解を深める教育・啓発の推進

◆◆現状◆◆

男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備は進んでいますが、依然として地域の様々な場において、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定的概念が男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

世界経済フォーラムが令和元年12月に公表した世界の各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（GGI）*において日本の順位は153か国中121位（前回は149か国中110位）でした。

住民意識調査の結果では、社会全体における男女の地位が「平等」と回答した人の割合は21.4%であり、平成26年度調査（22.4%）と比較すると大きな変化はなく、社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位が「平等」と回答した人の割合も15.8%と低くなっています。

一方、学校教育の場における男女の地位が「平等」と回答した人の割合は50.5%であり、他の分野よりも高くなっていますが、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が17.9%となっています。

また、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に肯定的な考えを持つ割合（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）は21.5%であり、否定的な考えを持つ割合（「反対」＋「どちらかといえば反対」）が34.1%と肯定的な考えを持つ人を上回っているものの、「どちらでもない」と回答した割合が40.8%となっています。

男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うことについて、「女性・男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」と回答した人の割合が55.6%、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」が41.8%、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」が38.3%と上位となっています（31頁参照）。

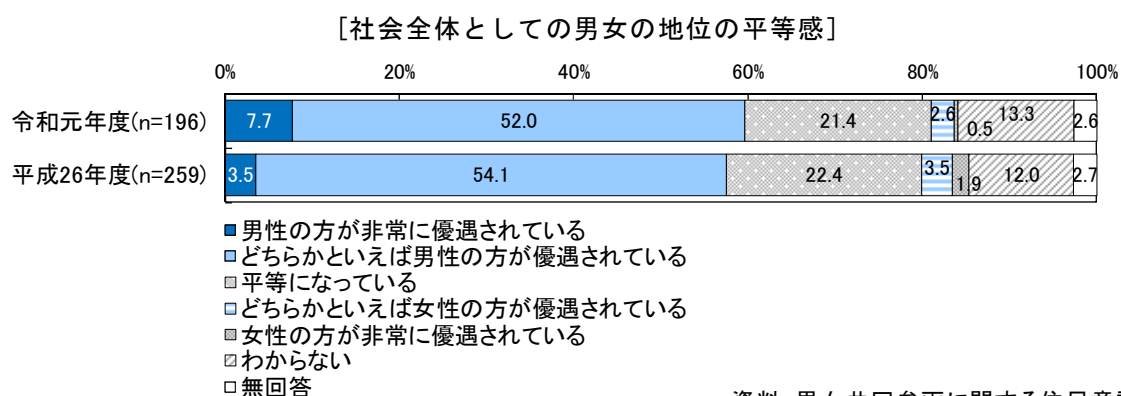
一方、男女共同参画は、「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」など国際社会における取組と密接に関係していることから、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる2030年を達成期限とする持続可能な開発目標（SDGs*）等の新たな国際的な動きを踏まえる必要があります。

◆◆課題◆◆

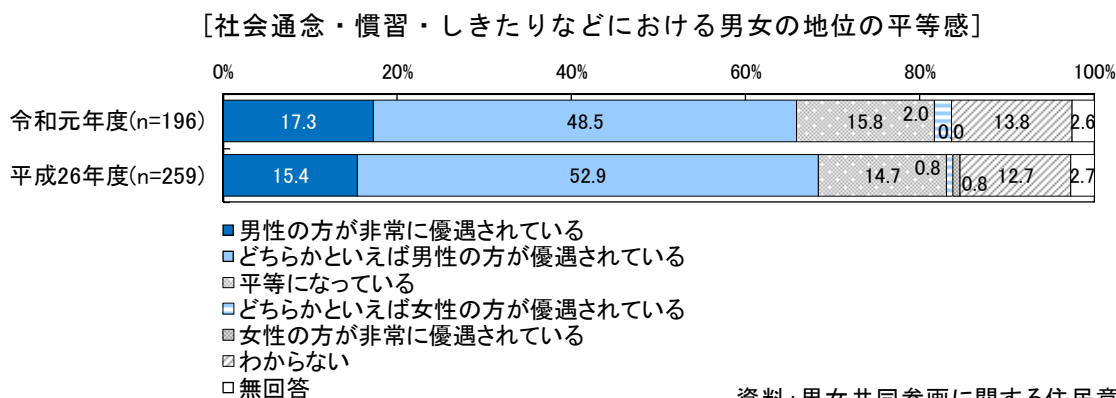
男女共同参画の推進にかかわる啓発などの取組は十分ではなく、今後その内容や方法を見直すとともに、すべての年齢層の関心を高めるための啓発など、より広い層の住民を対象とした取組が必要です。

また、男女共同参画を推進するための教育へのニーズが高くなっており、学校教育やすべてのライフステージ*に対応した教育の場で、性別にかかわらず自分自身の生き方を選択できる意識や能力を身につけるための教育を推進することが必要です。

さらに、男女共同参画に関する理解を深め、意識を高めるためには、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きや国の男女共同参画施策の情報について、住民にわかりやすく周知を図ることが必要です。

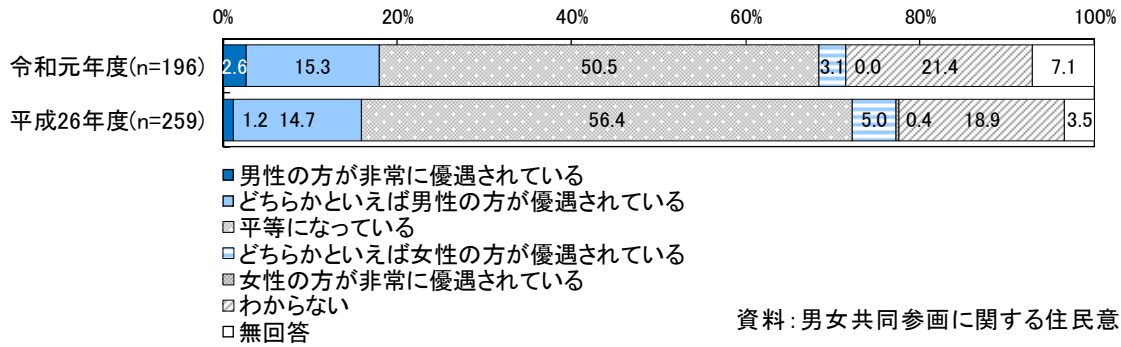


資料：男女共同参画に関する住民意識調査

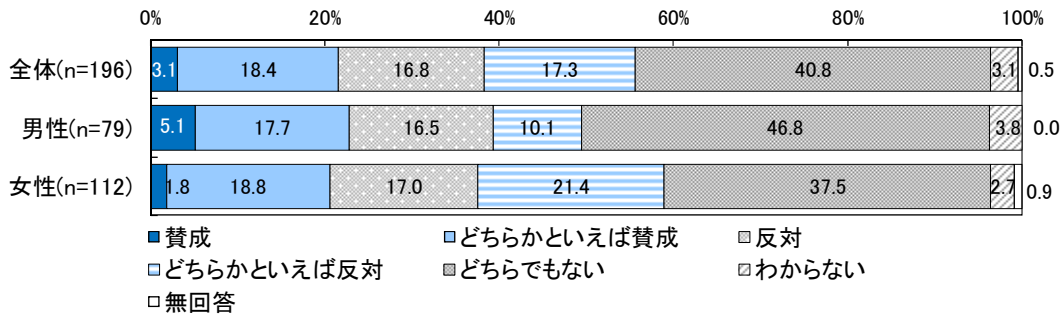


資料：男女共同参画に関する住民意識調査

[学校教育の場における男女の地位の平等感]



[「男は仕事、女は家庭」という考え方について]



◆ ◆ 今後の取組 ◆ ◆

(1) 男女共同参画の理解を深める教育・啓発の推進

男女共同参画社会づくりに関する講演会・講座の開催	男女共同参画社会の理解を深めるための講演会や講座等を開催します。 また、国、山口県で実施する講演会や講座等の情報提供を行い、町民の参加を促進します。
広報紙等による啓発の推進	男女共同参画に対する理解を深め、意識の高揚を図るため、「広報すおう大島」へ啓発記事を掲載します。 また、国、山口県から提供される、男女共同参画に関するポスターや資料の掲示や配布により、啓発を進めます。
情報の収集・提供	男女共同参画に関する情報や資料を収集・整備するとともに、あらゆる取組に男女平等に対する視点を盛り込む際の資料として提供します。 また、町広報やホームページ等により、町の男女共同参画社会づくりに向けた取組の情報を提供します。

学校などにおける男女平等教育・学習の推進	保育所において、早い年齢からの男女平等の意識啓発に取り組みます。 また、児童生徒の発達段階に応じて、個人の尊厳や多様性を尊重する意識や男女平等に関する教育を推進するとともに、教育関係者等への意識啓発・研修の充実を図ります。
学校の家庭科の授業の充実	学校の家庭科の授業において、生活の自立に必要な基礎的な知識と技能の習得、家庭の役割についての理解を促進します。
キャリア教育*の推進	コミュニティスクールを活かし、地域の人材や資源も活用しながら、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力を育成するキャリア教育*を推進します。
生涯学習の推進	男女が共に個人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、多様な生き方ができるよう、生涯学習の推進を図ります。
性的マイノリティ*に関する理解の促進	性的マイノリティ*に関する理解を深めるための啓発に努めるとともに、相談体制の充実に努めます。

（２）国際的視野に立った男女共同参画の推進

国際理解・交流の推進	姉妹・友好交流都市と国際理解、国際交流を深めるとともに、町内の関係団体との連携・協力を図りながら身近な場で国際交流を進め、お互いを理解し、認め合う意識を育みます。
国際的な男女共同参画の取組の理解の促進	持続可能な開発目標（SDGs*）等の国際的な男女共同参画の取組に関する情報を収集し、啓発を行うとともに、男女共同参画について国際的視野に立って推進します。

◆ ◆ 評価指標 ◆ ◆

指標	現状値	年度	目標値 (令和7年度)
社会通念、慣習、しきたりなどにおける男女の地位が平等であると思う人の割合	15.8%	令和元年度	21.0%
教育の場における男女の地位が平等であると思う人の割合	50.5%	令和元年度	56.0%
性別役割分担意識について賛成する人の割合	21.5%	令和元年度	減少
男女共同参画に関する町民を対象とした講座や講演会の実施	—	—	開催
「広報すおう大島」への男女共同参画に関する啓発記事の掲載	—	—	2回





第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進

本計画に基づいた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制の充実を図り、適切な進捗状況の管理及び評価を行うとともに、住民、事業者及び関係団体との連携を一層強化します。

2 推進体制

(1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、市政のあらゆる領域にわたっているため、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立つとともに、各部局が情報の共有化と連携の強化を図り、施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、町のあらゆる施策において、男女共同参画の視点を踏まえて展開できるよう、市政への女性の参画の拡大、庁内体制の充実、職員への啓発等、取組の充実を図ります。

(2) 周防大島町男女共同参画審議会の機能の充実

男女共同参画の推進に関する事項について調査・審議を行う「周防大島町男女共同参画審議会」の機能の充実を図るとともに、住民の幅広い意見が審議会に反映されるよう努めます。

(3) 地域・事業所・関係機関・各種団体等との連携強化

社会の構成員それぞれが連携しながら男女共同参画に主体的に取り組むことを推進するため、地域・事業所・関係機関・各種団体等との連携・協力体制の充実を図ります。

3 計画の進行管理及び評価

「周防大島町男女共同参画審議会」に施策の進捗状況を報告し、評価を行うとともに、町のホームページなどを通じて広く市民に公表し、意見を求めながら施策の進行管理に努めます。



參考資料

参考資料

1 周防大島町男女共同参画審議会設置要綱

平成 16 年 10 月 1 日

告示第 14 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日告示第 24 号

(名称)

第 1 条 この審議会は、周防大島町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）という。

(目的)

第 2 条 審議会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭等あらゆる分野における各種団体や行政との緊密な連携のもとに、男女共同参画社会の推進に努めることを目的とする。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 周防大島町男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けての活動に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の推進に係る施策等の普及啓発に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の推進に係る情報交換及び情報提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 団体推薦者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 一般公募者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日告示第 24 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

[周防大島町男女共同参画審議会委員名簿]

(敬称略)

	氏名
山口県農業協同組合（団体推薦者）	谷口 智隆
大島郡水産共励会（団体推薦者）	川口 太
周防大島町商工会（団体推薦者）	中川 利之
（株）山口銀行大島支店（団体推薦者）	藤井 勉
周防大島町自治会連合会	井川 隆之
大島郡連合婦人会	中元みどり
周防大島町食生活改善推進協議会	西岡 幸子
周防大島町母子保健推進協議会	吉兼 和子
周防大島町生活改善実行グループ連絡協議会	竹本よし江
周防大島町地域活動連絡協議会（母親クラブ）	柳澤 裕実

2 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条―第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正 令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条―第5条）

第3章 被害者の保護（第6条―第9条の2）

第4章 保護命令（第10条―第22条）

第5章 雑則（第23条―第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
 - 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。
- （即時抗告）
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、 第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び 第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定
平成26年10月1日

附 則 （令和元年6月26日法律第46号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正 令和元年6月5日法律第24号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画(第8条—第18条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第19条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条—第29条)
- 第5章 雑則(第30条—第33条)
- 第6章 罰則(第34条—第39条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- （一般事業主に対する国の援助）
- 第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の

縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物

件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定に

よる勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二・三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第五号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年6月5日法律第24号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 用語解説

あ行	
IoT (アイオーティー)	“Internet of Things” の略で、モノがインターネット経由で通信することを意味する。
ICT (アイシーティー)	“Information and Communication Technology” の略で、情報通信技術のこと。従来から使われていたIT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉である。
インフラ	“infrastructure (インフラストラクチャー)” の略で、生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称である。
AI (エーアイ)	“Artificial Intelligence” の略で、人工知能のこと。コンピュータがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。 これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

あ行	
エンパワーメント	力（パワー）をつけること。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味する。
か行	
キャリア教育	子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育である。
キャリアパスポート	小学校から高校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童・生徒自身で記述し、蓄積した記録を振り返ることができる教材のこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。
さ行	
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。 人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。 「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。2020年の日本の総合スコアは0.652となっている。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	平成27（2015）年8月に成立。働くことを希望する女性が、職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国及び地方公共団体が必要な施策を策定し、実施することに加え、事業主が、女性の採用や教育訓練、昇進等の機会の積極的な提供、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等の取組を、自ら実施することを促すための新たな枠組みが設けられている。
ストーカー	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情、その感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情により、特定の者またはその家族等に対し、つきまとい、まぢぶせ、押しかけや無言電話などの迷惑行為を繰り返す者のこと。

さ行	
性的マイノリティ (LGBT)	身体の性と心の性が一致しており、恋愛対象が異性である人が多数者であることに對して、そうではない人。L G B Tという言葉で表すことがある（L＝レズビアン（女性同性愛者）、G＝ゲイ（男性同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛）、T＝トランスジェンダー（性同一性障がいなどの性的違和））が、それ以外の表記で表すこともあり、アセクシュアル（無性愛者）、クエスチョニング（性自認や性的指向が明確でなく揺れ動いている人）等4つのカテゴリー以外の人々も存在する。
セクシュアルハラスメント	相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または、相手方の生活環境を害することをいう。行為を受けた人が嫌悪を感じたかどうかが決め手となる。いわゆる、暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当し、職場のみならず、学校においても同様である。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、猥褻な写真の掲示などさまざまなものが含まれる。
た行	
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に關し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に關する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11（1999）年6月23日公布、施行された。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制のこと。
DV〔ドメスティック・バイオレンス〕（配偶者等からの暴力）・デートDV	配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。また、交際中の異性に対するものをデートDVという。
は行	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）	配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とし、平成13（2001）年に公布、施行された。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律である。

は行	
ハラスメント	相手に嫌がらせを行うことであり、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。 職場でのパワーハラスメントは、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう。
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実には存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。
ま行	
マタニティハラスメント (マタハラ)	職場において、妊娠・出産した人に対し、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行うこと。 平成28(2016)年3月に男女雇用機会均等法が改正され、マタハラ防止措置義務が新設され、平成29(2017)年1月1日から施行された。
メタボリックシンドローム該当者	「内臓脂肪型肥満」に加え、「血圧高値」、「高血糖」、「脂質異常」のうち2つ以上該当する状態、また、予備群は1つ以上該当する状態をいう。
ら行	
ライフステージ	人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階のこと。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。 1994年にカイロで開かれた国際人口開発会議において、「女性自らが妊孕性(にんようせい;妊娠する能力)を調節できること」、「すべての女性において安全な妊娠と出産が享受できること」、「すべての新生児が健全な小児期を享受できること」、「性感染症の恐れなしに性的関係が持てること」の4つを基本とした「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念が提唱された。

ら行	
6次産業	1次産業としての農林水産業と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物をはじめとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいう。

す お う お お し ま 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン ～周防大島町男女共同参画基本計画～

発行年月 令和 3 年 3 月

発 行 周防大島町

編 集 周防大島町 総務部 政策企画課

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2

Tel 0820-74-1007 Fax 0820-74-1015

E-mail seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp
